

One Big Beautiful Bill (「OBBBA」)の概要

2025 年 10 月 2 日¹

OBBBA 法制化についての詳細解説

はじめに.....	1
法人事業に関する規定	4
クリーンエネルギー関連税額控除に関する規定.....	9
国際課税に関する規定	15
経済開発に関する規定	19
個人税に関する規定	19
非課税法人に関する規定.....	25
税務上の会計処理方法に関する規定.....	25
州税に関する留意点	25
決算書への影響に関する留意点.....	26
Appendix: 税制改正条項の比較.....	28

はじめに

トランプ大統領は 2025 年 7 月 4 日に、「An Act to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14（通称「One Big Beautiful Bill」、以下「OBBBA」）に署名し、OBBBA が法制化されました。本法は失効の期限が迫っている第一次トランプ政権が行った 2017 年の税制改正（Tax Cuts and Jobs Act、以下「TCJA」）による個人や企業に対する優遇税制の延長が目的でした。本法は、TCJA により構築された基盤に、国家安全保障、国境警備、移民法執行への資金提供、国内エネルギー生産の促進などが含まれており、また、本法による優遇税制延長に伴う

支出の一部を相殺するため、クリーンエネルギー優遇税制の縮小などの歳入増加措置も含まれています。米国両議院税制委員会（Joint Committee on Taxation、以下「JCT」）の歳入推計によると、2025 年から 2034 年までの 10 年間の予算期間において、OBBBA 適用以前の規定ベースと比較して純額で約 4 兆 4,750 億ドルの歳入減になると推定されています。

しかしながら、本法は、上院共和党が用いる「現行政策」歳入基準（すなわち、TCJAの期限切れとなる全ての項目が2025年以降も恒久的に継続されると仮定し、そのためこの政策を施行しても連邦歳入には影響がないとする予算基準）と比較すると、向こう10年間での歳入減は、はるかに少ない7,150億ドルとJCTは見積っています。

OBBBAには、メディケイドや以前はフードスタンプとして知られていた補助的栄養支援プログラム（Supplemental Nutrition Assistance Program、以下「SNAP」）などの連邦支出プログラムに関する大幅な変更も含まれています。加えて、本法には防衛や国境警備への数千億ドル規模の追加支出も盛り込まれています。

議会予算局（Congressional Budget Office、以下「CBO」）の試算によると、OBBBA の税制改正とその他税務以外の歳出削減および支出規定を合わせると、OBBBA 適用以前の規定の基準と比較して約 3.4 兆ドルの赤字増加、上院共和党が支持する現行の政策歳入基準を用いた場合は約 4,000 億ドルの赤字削減につながると見積もられています。（ただし、ホワイトハウスは、本法の成立によって経済成長が大幅に加速し、財政赤字の見通しがより改善されると考えています²⁾）。

本法は、2025 年 7 月 1 日に上院可決後、2025 年 7 月 3 日に下院で可決されました。予想通り、両院での本会議採決はほぼ党派的なものとなりました。下院と上院の民主党議員は法案に一貫して反対し続けましたが、わずかな離反があったにもかかわらず、共和党議員は党内から十分な票を集めて可決にこぎつけました。

概要

本法は、下院で発議された後、上院による修正を経て、最終的に下院が上院の修正案を承認する形で成立しました。

この結果に至った要因はいくつかありますが、中でも主なものは「予算調整プロセス（Budget Reconciliation）」の活用です。これは、通常必要とされる上院の 5 分の 3 の圧倒的多数（60 票）ではなく、単純過半数である 51 票（副大統領の議長決裁票を含む）で特定の法案を可決できる仕組みです。ただし、予算調整プロセスには所謂 Byrd Rule により、通常 10 年間の予算期間を超えて赤字を増加させることができず、予算に影響を及ぼさない等の特定の要件を満たす必要があります。なお、TCJA、インフレ抑制法(Inflation Reduction Act、以下「IRA」— [PL 117-169](#))等、過去において、与野党双方がこの予算調整プロセスを用いて、法案を可決してきた経緯があります。

もう一つの重要な要因として、2025 年時点で共和党が上院でわずか 3 議席差という非常に僅差で多数派を維持しており、最終可決に向けて一切の離反を許さない状況がありました。下院ではさらに厳しく、共和党は 3 議席のみしか半数を超えておらず、220 議員中 217 議員の結束が必要でした。

TCJA との関連性

本法の中心となるのは、失効予定、あるいは既に失効された 2017 年の TCJA 条項の延長となります。TCJA による個人、および一部の法人税に関する優遇税制の廃止、または厳格化の導入が即時もしくは段階的に実施される予定となっており、議会による措置がなければ、特に個人税の優遇税制の大半は今年末で失効する予定でした。

これらには、TCJA による累進課税税率の引き下げ、標準控除の拡大、児童税額控除の拡大、相続税免除の拡大が含まれていました。また、州・地方税（SALT: State and Local Tax）における上限 1 万ドルの所得控除上限（所謂 SALT Cap）についても、来年以降に失効予定でした。法人税関連では、研究開発費の資産化、支払利息損金算入限度額の計算方法の厳格化、特別償却の段階的な縮小、等が、今後とも継続される予定でした。さらに、議会による措置がなければ、2026 年には税源浸食濫用防止税（Base Erosion Anti Abuse Tax、以下「BEAT」）に適用される税率の引き上げや、米国外軽課税無形資産所得（Global Intangible Low-Taxed Income、以下「GILTI」）および国外の無形資産関連所得における所得控除（Foreign Derived Intangible Income、以下「FDII」）に関して、控除率の引き下げ（よって実効税率の引き上げ）が予定されていました。

なお、本法では、トランプ大統領が大統領選の際に公約として掲げていた、チップ収入や残業所得に対する課税負担の軽減、社会保障給付金課税の影響を軽減するために高齢者への標準控除の拡大、国産自動車購入における自動車ローンの支払い利息に対する新たな控除などが含まれます。

同時に、本法による減税に伴うコストは、いくつかの歳入増加策を盛り込むことで抑制されています。これには、TCJA による課税ベース拡大条項の恒久化、州・地方税控除の新たな上限の設定、特定送金に対する物品税、複数のクリーンエネルギー優遇税制の段階的廃止・制限、及び特定大学基金の運用収益に対する課税の増加等が含まれます。

最後に、本法では、控除率の引き下げに加え、GILTI および FDII 制度に関わるさまざまな変更も導入されています。多くは納税者に対して有利な内容ですが、GILTI と FDII の控除率引き下げと組み合わせられているため、包括的な影響は各企業の状況によって大きく異なる可能性があります。

次のステップ

新しい法律を施行するには多くの補足ガイダンスが必要になります。大部分は財務省が担うことになりますが、インフレ抑制法の改正や米国内の個人が海外の受取人に資金を電子送金する場に適用される新たな物品税など、他の省庁に関係する規定も多いため、税制改正の運用を実現するために、さまざまな政府機関との調整が必要となります。

本ニュースレターでは、本法の主要な新規規定の重要なポイントについて解説しています。また、Appendix には、OBBBA 適用以前の規定と、OBBBA による変更点をまとめています。

法人事業に関する規定

本法には、一連の税法の恒久化を含め、法人やその他事業体に影響を与える幅広い改正が含まれています。これらには、国内研究開発費即時損金算入の恒久化など、イノベーションへの投資促進を目的とした条項が含まれています。また、本法は機器等の固定資産購入費用に対する100%の特別償却に関しても恒久化しています。

国内研究開発費の即時損金算入: 本法により、2024年12月31日より後に開始する課税年度において、国内研究開発費の即時損金算入を恒久化する内国歳入法（Internal Revenue Code、以下「IRC」）³第174A条が新規に法制化されました。なお、第174A条では国内研究開発費を資産化し、60か月以上の期間で償却する選択も認められています。この選択は連邦法人税申告書の（延長を含む）期日までに行う必要があり、IRSから変更の同意を得られない限り、選択が行われた課税年度およびその後の全ての課税年度に適用されます。また、第59条(e)(2)(B)に基づく選択により、国内研究開発費を資産化し、10年で償却することも可能です。

なお、国外研究開発費用については、引き続き従来の資産化規定が適用され15年で償却となります。また、処分、廃止、放棄される資産化された国外研究開発費用に対する未償却残高に関して、即時損金算入を行うことはできません。

本法には、今回の新たな第174A条と、第41条(d)(1)(A)および第280C条(c)の関連性についても明記しており、第41条の税額控除額申請時に申告する税額控除額分を損金不算入とするか、申告している税額控除額自体を減額するかの選択ができます。

本法は、通常2024年12月31日より後に開始する課税年度から適用されます。また、研究開発費の税務上の取り扱いに関する変更は、2024年12月31日より後に開始する課税年度において、税務上の会計処理方法の変更として取り扱われます。

また、本法への移行における特別措置として、2024年12月31日より後に開始する最初の課税年度において、第448条(c)に基づく総収入テストの要件を満たす中小企業の納税者は、修正申告もしくは税務上の会計処理方法の変更を行った上で、今回の新たな第174A条を、選択により、2021年12月31日より後に開始する課税年度から遡及適用することができます。

その他、本法への特別な経過措置として、既に資本化された国内研究開発費用に関して、2024年12月31日より後に開始する最初の課税年度に全額、もしくは2024年12月31日より後に開始する最初の課税年度に半額、その翌年に残

りの半額を（つまり二年間に亘って）損金算入することを選択することができます。

事業利息損金算入限度額の改正: 本法は、支払利息損金算入限度額の計算にあたり、従前では利払前・税引前利益（earnings before interest and taxes、以下「EBIT」）ベースであった調整後課税所得を利払前・税引前・償却前利益（earnings before interest, taxes, depreciation and amortization、以下「EBITDA」）とする計算方法を恒久化しています。また、フロアプラン融資に関する例外規定を改正しており、「自動車」の定義を恒久的に拡大し、レクリエーション、キャンプ、季節限定使用のための一時的な居住施設として設計された、自動車で牽引して移動するトレーラーまたはキャンピングカーを含めています。この変更は、2024年12月31日より後に開始する課税年度から適用されます。

また、本法は第163条(j)の支払利息損金算入限度額の計算における調整後課税所得の定義を修正し、被支配外国法人の純所得（Net CFC Tested Income、以下「NCTI」(旧称GILTI)）、Subpart F 所得、Sec.78 Gross-up及びNCTI所得に関連する控除は含めないとしました。この変更は、2025年12月31日より後に開始する課税年度から適用されます。

さらに、支払利息が他の税制規定に基づき資産化される場合にも、第163条(j)における制限は、資産化されていない場合と同様に適用されます。例外として、第263条(g)または第263A条(f)に基づいて資産化される支払利息にはこの規定は適用されません。この変更は、2025年12月31日より後に開始する課税年度から適用されます。

特定の事業用資産の特別償却: 第168条(k)において、適格資産に対して特別償却が認められており、一括損金算入可能額は適格資産の調整後税務簿価に該当する割合を掛けた額になります。OBBBA適用以前の規定では、原則2017年9月27日より後、且つ2023年1月1日より前に取得し、事業の用に供された適格資産に対して、初年度は100%が該当割合として適用され、2023年以降は毎年段階的に20%ずつ減少する規定となっていました。

本法では、2025年1月19日より後に取得し事業の用に供された適格資産に関して、100%特別償却を恒久化しています。

また、法制移行の経過措置として第168条(k)(10)を改正し、2025年1月19日より後に終了する最初の課税年度において、その年に取得し事業の用に供された特定の資産に関しては、40%または60%の特別償却を適用する選択が認められています。

適格生産資産に対する特別償却: 本法では、選択により適格生産資産（Qualified Production Property）に対して、100%の特別償却を新たに認めています。「適格生産資産」の定義は一般的に、納税者が適格生産活動において不可欠な部分として使用する非住宅用不動産であり、その最初の使用が納税者によって開始されたもので、なお、当該資産の建設が2025年1月19日より後、且つ2029年1月1日より前に開始され、2031年1月1日より前に米国またはその所有領土内で事業の用に供されるものとしています（第168条(n)(2)(A)）。賃貸資産の貸手が納税者の場合、借手が使

用する資産は当該納税者の適格生産資産とはみなされません。また、適格生産資産が事業の用に供された日より10年以内に活動停止となる場合には減価償却の取り戻し（Recapture）ルールを適用する必要があります。

特定の事業資産に対する即時償却限度額の引き上げ: 本法は、第179条(b)(1)および(2)を改正し、即時償却の限度額を2,500,000ドルに引き上げ、段階的な限度額の減額基準額を4,000,000ドルに引き上げました。これらの金額は、2025年より後に開始する課税年度のインフレーションと連動化されるようになり、2024年12月31日より後に開始する課税年度に取得し事業の用に供された資産に適用されます。

課税対象REIT子会社資産テスト基準額の引き上げ: OBBBA適用以前では、不動産投資信託(Real Estate Investment Trust、以下「REIT」)は、各四半期末において、REITの資産の20%超を占める課税対象REIT子会社の株式を所有することはできませんでした。本法は、当該基準額を25%に引き上げ、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。

州税におけるパススルー事業体の課税選択への影響: TCJAの一環として制定されたSALT Cap（州・地方税の所得控除上限）に対応して、過去数年間で大多数の州がパススルー事業体税(Pass-through Entity Tax、以下「PTET」)制度を導入し、通常非課税のパススルー事業体が事業体レベルで所得税を支払うことを選択できるようにしている一方で、パススルー事業体所有者の個人所得税申告において、支払われた事業体レベルの税金負担分の税額控除、またはPTET対象となる所得負担分の所得控除もしくは除外を認めています。これは州税におけるパススルー事業体の課税選択が二重課税にならないようにする仕組みです。

財務省は、内部通知2020-75にてPTET制度を尊重することを発表しました。本法ではPTETについて言及されていないため、PTET制度の有効性は変更されておらず、明確な取り扱いは、今後財務省が発行するガイダンス次第となっています。

法人として扱われる特定の上場パートナーシップの判定規定に関する、水素貯蔵、炭素回収、高機能原子力、水力発電、地熱エネルギーからの所得を第7704条(d)(a)(E)にある適格所得として取り扱う新規規定の導入: 持続可能な航空燃料(SAF: Sustainable Aviation Fuel)の輸送や貯蔵、液化水素または圧縮水素、および二酸化炭素を回収する特定の適格施設からの所得に加え、高機能原子力施設からの電力発電、地熱エネルギーまたは水力による電力発電、地熱ヒートポンプの運用からの所得が、法人として扱われる特定の上場パートナーシップの判定に関する適格所得のリストに追加されました（第7704条(d)(1)(E)）。

TCJAの延長とバックアップ源泉徴収: 支払人側に様式1099の報告義務がある場合、通常、支払人は受取人より米国納税者番号(Taxpayer Identification Number、以下「TIN」)を取得する必要があります。受取人が支払人にTINを提示しない場合、受取人は第3406条に基づいて、支払額から一定の金額を源泉徴収する義務があります（バックアップ源泉徴収）。源泉徴収が必要な金額は、第1条(c)に基づく累進課税率で4番目に低い率となり、TCJAにより2025年度までの税率を24%に変更しました。本法はTCJAの税率を恒久的化し、2025年度以降もバックアップ源泉徴収の税

率を24%としています。

様式1099-MISC・NECの報告とバックアップ源泉徴収の基準額: 様式1099-MISCの報告義務は、定期的なものから算定可能な利益まで、多様な収入に適用されます（第6041条）。従前では年間合計600ドル未満の支払いであれば報告義務はありませんでしたが、本法により2026年度の報告基準額が2,000ドル以上に引き上げられます。2026年より後の年においては、当該基準額がOBBBA適用以前の規定の第1条(f)(3)にある生活費計算を100ドル単位で四捨五入して計算され、インフレーションと連動して上昇することとなります。非従業員（独立請負業者など）への報酬の支払いは、様式1099-MISCと同じような手法で、様式1099-NECを使い報告されます（第6041A条）。報告の基準額も同様に600ドルでしたが、本法により第6041条の基準額（つまり\$2,000）を参照するように整合化されました。

本法により、対応するバックアップ源泉徴収規則が制定され、支払人側は、2,000ドル（さらに2026年以降のインフレーションによる上昇）の基準額以上の支払いがある場合にのみ、第6041条および第6041A条に基づいた源泉徴収の義務があります。

特定の住宅建設契約に関する工事進行基準の例外: 第460条は一般的に、長期契約からの課税所得は工事進行基準に基づいて認識されることを規定しています。OBBBA適用以前では、例外として、特定の住宅建設契約や中小企業の納税者が締結した契約等の建設契約に対する所得認識に関しては、工事進行基準適用が必須では無いという規定でした。本法により、特定の例外規定を変更し、対象となる住宅建設契約の範囲を拡大しています（第460条(e)）。

法人ミニマム税制（Corporate Alternative Minimum Tax、以下「CAMT」）に関する調整後財務諸表利益の計算において考慮される無形掘削・開発費（Intangible Drilling and Development Costs）の取り扱い: 第55条(a)に規定される法人ミニマム税制において、通常、(1)該当する課税年度の暫定ミニマム税額から(2)当該課税年度の通常法人税（Regular Tax Liability）とBEAT税制（第59A条）により課される税額の合計を差し引き、超過額がある場合に法人ミニマム税が課税されます。該当する法人の場合、暫定ミニマム税額は、(i)当該課税年度の(第56A条に基づく)調整後財務諸表利益(AFSI)の15%から(ii)当該課税年度のミニマム税用に計算した外国税額を控除した金額となります。第56A条(a)では、一般的にAFSIは、該当する課税年度に対応する財務諸表に記載された純利益または損失に本規定による調整を入れて算定されます。第56A条(c)にはAFSI計算における一般的な調整項目が記載されています。本法の文言には、第263条(c)に基づく、油井、ガス井および地熱井の無形掘削・開発費について、該当年度の課税所得計算の際に損金算入額として認められる範囲で、AFSIへの追加調整が認められています。つまり、無形掘削・開発費が通常法人税において損金算入される場合、AFSI計算上も損金算入されます。よって、無形掘削・開発費を損金算入する選択を行う事により法人ミニマム税が発生しないことが明確となりました。これに対応して、該当する財務諸表で計上されている無形掘削・開発費に関連する減耗償却費もAFSI調整から除外されています。この改正は、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。

事業関連の接待交際費: OBBBA適用以前は、接待交際費として支払われた、または発生した費用額の50%を限度と

して損金算入が認められていました（第274条(n)(1)）が、2025年12月31日より後に支払われた、または発生した費用は損金不算入となる予定でした(第274条(o))。また、商船の乗組員に提供することが義務付けられている飲食の費用は、第274条(n)(1)、および第274条(o)に基づく制限から除外されています。本法は50%の制限を恒久化し、追加の例外規定として特定の漁船および水産加工施設で提供される飲食を対象としています。この改正は、2025年12月31日より後に支払われた、または発生した費用に適用されます。

従業員維持税額控除（Employee Retention Tax Credit、以下「ERTC」）：本法は、新型コロナに関連したERTCに変更を加えるもので、ERTCを促進した業者（ERTCプロモーター）への罰則、2024年1月31日より後に申請された特定の還付リクエストの否認、特定のERTC申請に対する時効の延長などを規定しました。

さらに、ERTCプロモーターには、2021年第3四半期のERTC申請に関連する特定の適正評価義務があり、順守しなかった場合、1件毎に1,000ドルの罰金が科せられます。ERTCプロモーターとはERTCに関する援助、支援、またはアドバイスを提供した者で、以下のいずれかに該当します。

- ERTC申請額に基づいた成功報酬を受け取り、該当する援助、支援、またはアドバイスからの収入の合計が該当する課税年度の総収入の20%を超える、又は
- 該当する課税年度、もしくは前課税年度における援助、支援、またはアドバイスからの収入が総収入額の：
 - 50%を超える、又は
 - 500,000ドルを超え、且つ、総収入の20%を超える

認定された専門職雇用組織は、ERTCプロモーターとして扱われません。本法の制定により、2024年1月31日より後に申請した2021年第3四半期の還付は許可されません。

さらに、2021年第3四半期のERTC申請額の適正評価に関する時効は、以下のいずれか遅い日より6年間に延長されます。

- 当初提出した四半期申告書の提出日
- 暦年の翌年4月15日
- ERTCの申請が行われた日

納税者は、6年間の時効期間終了までに、不適切に申請された2021年第3四半期ERTC賃金の所得控除額の還付請求をすることもできます。

雇用主が提供する育児税額控除の強化：本法は、2025年12月31日より後に支払われた、または発生した金額に適用されます。これにより、第45F条に基づいて計算される税額控除額は、インフレーションによる調整が入ることを条件として、限度額が150,000ドルから500,000ドル(適格な中小企業の場合は600,000ドル)に引き上げられます。

有給家族休暇および医療休暇に対する税額控除（Paid Family and Medical Leave Credit）の延長と拡大: 本法は、当該税額控除を恒久化し、2025年12月31日より後に開始する課税年度の税額控除を拡大しています。これにより、第45S条に基づく税額控除額は、家族休暇および医療休暇期間中に従業員に支払われた適格賃金に対して該当する割合を乗じた額、もしくは雇用主が課税年度中に有効な保険契約に加入している場合、当該課税年度中に支払った、または発生した保険料総額に対して該当する割合を乗じた額のいずれかが税額控除額となり、雇用主はどちらかの計算方法を選択することができます。その他、納税者グループが単一の雇用主としてみなされるかを判定するための規定改正、及び正当な事情があった場合の特例、州または地方自治体により義務付けられている給付金に関しては適格賃金として見なさない規定、医療休暇に関連する保険料総額に対して税額控除を取る場合にも第280C条により関連する保険料を損金不算入として取り扱う規定等があります。

新市場税額控除（New Market Tax Credit）の恒久化: OBBBA適用前は、第45D条により、認定された新市場開発事業体に適格株式投資を行う納税者に対して、税額控除が設けられていました。投資が適格と認められるためには、実質的に投資のすべてを低所得コミュニティに費やし、低所得者がその恩恵を受けることを目的とする必要があります。低所得コミュニティは、財務省内のコミュニティ開発金融機関基金(Community Development Financial Institutions)によって指定されています。税額控除は7年間にわたり申請可能で、最初の3年間は毎年投資額の5%、その後4年間は毎年投資額の6%が税額控除として認められ、合計すると投資額の39%となります。本法は、この税額控除を恒久化し、2025年12月31日より後に開始する年より、年間50億ドルの税額控除配賦枠を設けています。

先進製造業投資税額控除（Advanced Manufacturing Investment Credit）の強化（第48D条）: 本法により、2025年12月31日より後に事業の用に供された適格資産に対する税額控除率を25%から35%に引き上げました。

クリーンエネルギー関連税額控除に関する規定

本法は、連邦エネルギー政策に大きな変更をもたらし、インフレ抑制法によるクリーンエネルギー政策の再構築を目的として、多くのクリーンエネルギー関連の規定を大幅に縮小または削減しました。これは政策の優先順位を転換するだけでなく、歳入増加の手段としても位置付けられています。

禁止外国事業体に関連する制限（第48E条、第45Y条、第45X条、第45Q条、第45U条、および第45Z条）:

本法は、建設開始に関する規則を法制化し、禁止外国事業体の規定に関して、内部通知[2013-29](#)、[2018-59](#)、及び2025年1月1日時点で有効なその他ガイダンスに類似した規定が適用されるとしました。（禁止外国事業体に関する上院財務委員会案の制限については、[2025年6月18日発行のTax News & Views Vol.26, No.26](#)のエネルギー税額控除のセクションをご参照ください。）禁止外国事業体とは、特定外国事業体及び特定外国事業体の影響を受けた事業体の2種類に細分化されます。特定外国事業体とは、政府によって懸念される外国事業体として特定された事業体です。一方、特定外国事業体の影響を受けた事業体とは、特定外国事業体と特定の関係を持つ事業体です。

「特定外国事業体」の定義については、上院財務委員会案と同一の定義を採用しています。一般的に対象国（北朝鮮、中国、ロシア、イラン）で事業を行う事業体が特定外国事業体として取り扱われます。

「特定外国事業体の影響を受ける事業体」の定義に関して、上院財務委員会案に対して以下の変更を加えています。

- 「外国の影響を受ける事業体」という用語の定義に関して、財務長官がガイダンスを発行する期限を、2026年12月31日までと定めています。
- 債務の基準値を40%から15%に引き下げ、事業体の債務の全体の少なくとも15%が「特定外国事業体」に対して発行された場合、その事業体は「外国の影響を受ける事業体」とみなされます。
- 上場企業の例外について、当該事業体の株式の80%以上が、証券取引所、システム、または第1296条(e)(1)(A)(ii)に基づき適切と認められるその他の証券取引所で定期的に取り交わされている事業体によって、直接または間接的に所有されている場合には、「外国の影響を受ける事業体」の所有権・支配に関する定義は、適用されないとしています。なお、当該取引所や市場は、対象国の法の下で設立・組織されていないこと、または対象国に主たる事業所を有していないことが条件です。また、本法は、特定の上場企業が「外国の影響を受ける事業体」または「外国支配事業体」とみなされる場合についても規定しています。

重要な支援規則に関して、本法は、上院財務委員会案に対して、以下の変更を加えています。

- 第48E条および第45Y条の重要な支援規定に関わる重要支援費用比率（**Material Assistance Cost Ratio**）を計算し、一定の閾値と比べる必要がありますが、蓄電池技術（**Energy Storage Technology**、以下「**EST**」）に対する閾値はその他の適格資産と異なる閾値が定められています。蓄電池以外の適格施設の閾値の取り扱いは下記のとおり、変更はありません。

建設開始	上院財務委員会 (適格施設およびEST)	OBBBA (EST以外の適格施設)	OBBBA (EST)
2026年	40%	40%	55%
2027年	45%	45%	60%
2028年	50%	50%	65%
2029年	55%	55%	70%
2030年以降	60%	60%	75%

- 財務長官に対し、2027年12月31日までに、国内の地理的な供給可能性、サプライチェーンの制約、国内の加工能力の必要性、国家安全保障上の懸念を考慮し、第45X条に基づく重要鉱物ごとに、従来の基準値以上となる代替基準値を定めるよう指示しています。
- 適格施設および蓄電池技術について、重要支援費用比率は、構成部品を含む製造品に直接帰属する納税者の総直接費用を用いて算定することを明確にしています。
- 「適格構成部品」の定義に、財務長官が規則またはガイダンスに基づき指定した構成部品を含めることとしています。

- 既存契約選択の適用を、2025年8月1日より前に建設が開始された施設に限定しています。

クリーン電力生産税額控除（Clean Electricity Production Credit）の廃止と制限: 太陽光および風力以外の発電施設については、本法により、2034年以降に建設が開始される施設から段階的に税額控除が廃止されます。太陽光および風力施設については、法施行日から12か月（即ち2026年7月4日）より後に建設が開始される場合、税額控除を利用するには、2028年より前に商業稼働を開始する必要があります。ただし、法施行日から12か月以内に建設が開始される太陽光および風力施設については、この税額控除廃止日（2027年12月31日）は適用されず、代わりに従前の建設開始継続要件に準拠して商業稼働を開始する必要があります。また、上院草案では、連邦政府所有地に所在する特定の大規模プロジェクトに対して例外を設けるとしていましたが、本法ではこれを撤廃しました。なお、本法は、特定の風力および太陽光のリース契約に対する第45Y条の税額控除を認めないという上院草案を維持していますが、第25D条(d)(2)で定義される「適格太陽光発電設備支出」については対象外としています。これにより、住宅用分散型太陽光発電設備の設置に関しては、リース契約における税額控除対象外には当たらないことになります。

本法は、第45条(b)(11)におけるエネルギーコミュニティの定義を、先進原子力施設にのみ拡大しています。この拡大により、先進原子力施設に関しては、2009年より後、原子力推進に関連する直接雇用が0.17%以上ある大都市統計地域（metropolitan statistical area）を、エネルギーコミュニティとみなしています。原子力関連の雇用には、高度原子力施設、先進原子力発電の研究開発、核燃料サイクルの研究・開発・生産、および高度原子力施設で使用される部品の製造・組立に関連する職種が含まれます。

また、本法は、国内調達要件が満たされない場合における、還付金請求額（Elective PaymentまたはDirect Pay）の段階的引き下げの例外を維持しています。

クリーン輸送燃料生産税額控除（Clean Fuel Production Credit）の延長と変更: 従前の適用期間は延長されていますが、本法は、上院草案に基づいて、税額控除の適用延長期間を2年間に限定し、2029年12月31日より前に生産・販売された適格燃料に適用するとしています。また、2025年1月1日から2029年12月31日までに生産・販売された適格燃料については、第6418条に基づく譲渡が引き続き可能となります。なお、2025年12月31日より後に販売される適格燃料は、米国、メキシコ、またはカナダで生産または栽培された原料のみを使用することを義務付けています。さらに、2025年12月31日より後に生産・販売される適格燃料について、排出率が負の値になる（よって控除額が方程式上100%を超える）ことを原則禁止し、第45Z条の税額控除額を1ガロンまたはガロン相当あたり最大1ドルに上限設定し、持続可能な航空燃料(SAF)に対する増額控除（1ガロンあたり最大1.75ドル）も廃止しています。よって、SAFに関する税額控除額も1ガロン最大1ドルとなります。

本法は、2025年12月31日より後に開始する課税年度における排出率の算定について、下院可決法案と同様の修正を導入していて、特に、動物糞尿（乳牛、豚、鶏などの糞尿、または財務長官が適切と認めるその他の供給源を含む）由来の輸送用燃料について、財務長官が個別の排出率を定めるよう指示しています。また、上述の通り負の排出率を一

一般的に禁止していますが、動物糞尿由来の輸送用燃料については、排出率がゼロ以下になることが認められる可能性が示唆されています。

「輸送用燃料」の定義の修正（重複税額控除の防止）および第45Z条(f)(3)の改正（従前の規定では明確に対象としない事業体に対して追加の関係会社取引の規則を定める権限を税務長官に付与）について、以前の上院草案から変更はありません。

また、本法は、2025年12月31日より後に生産される燃料について、第6426条(k)のSAF混合税額控除（所謂Blender Credit）に関する調整規定を追加しています。第45Z条の税額控除が認められる燃料について、法施行日以降に販売、もしくは施行日前に販売・使用され施行日時点で第6426条(k)の控除申請が未支払いまたは未承認の場合、当該燃料に対して第6426条(k)の税額控除は認められません。また、本法は第6426条(k)を改正し、SAF混合税額控除は、2025年9月30日より後に販売または使用される適格燃料には適用されないことを定めています。

本法は、第40A条(b)(4)に基づく小規模農業バイオディーゼル生産者税額控除の適用期間を2026年12月31日より前に販売または使用した適格燃料まで延長し、税額控除額を適格農業バイオディーゼル生産1ガロンあたり10セントから20セントに引き上げています。また、同一の燃料ガロンについて、納税者が第40A条(b)(4)の税額控除と第45Z条の税額控除の両方を申請できる調整規定を設けています。さらに、2025年6月30日より後に販売または使用された燃料については、第40A条(b)(4)の小規模農業バイオディーゼル生産者税額控除が第6418条に基づき譲渡可能となります。

最後に、本法には、禁止外国事業体の規定に関して、上院草案と同様の制限が追加されました。

中古クリーン車両税額控除（Previously Owned Clean Vehicle Credit）の廃止: 本法は、2025年9月30日より後に取得された中古EV車両について、第25E条税額控除を廃止します。

クリーン車両税額控除（Clean Vehicle Credit）の廃止: 本法は、2025年9月30日より後に取得されたEV車両について、第30D条税額控除を廃止します。なお、本法では2026年課税年度におけるメーカー別の販売台数制限は設けられていません。

商業用クリーン車両税額控除（Qualified Commercial Clean Vehicle Credit）の修正および廃止: 本法は、2025年9月30日より後に取得された商業用車両に対する税額控除を廃止します。下院可決法案では、税額控除廃止の取得期限を2025年12月31日とし、また、2025年5月12日より前に書面による拘束力のある契約に基づき取得された車両については、2033年1月1日より前に使用を開始された場合、引き続き控除の対象とする例外規則が設けられていましたが、上院により削除され、法制化に至っています。下院歳入委員会委員長ジェイソン・スミス議員（共和党、ミズーリ州）とダリン・ラフッド議員（共和党、イリノイ州）の間の議事録上のやり取りでは、「車両は、拘束力のある契約が締結され、かつ支払いが行われた日をもって『取得』とみなされる」と述べられています。このやり取りは、7月2日の議会記録に記

載されており、上院可決法案が下院可決法案から同様の文言を削除した事実を踏まえると興味深いものです。ただし、このやり取りは主要議員の意図を示すものではあるものの、裁判所や規制当局を拘束するものではなく、将来の争議で必ずしも依拠できるものではないことに留意する必要があります。

代替燃料自動車の燃料供給設備に係る税額控除（Alternative Fuel Vehicle Refueling Property Credit）の廃止: 本法は、2026年6月30日より後に運用開始される設備について、第30C条税額控除を廃止します。

省エネルギー商業用建物所得控除（Energy Efficient Commercial Building Deduction）の廃止: OBBBA適用以前では、第179D条により、課税年度中に運用開始された省エネルギー商業用建物設備の費用について、一定の制限のもと控除が認められていました。第179D条控除は、2021年の連邦歳出法により恒久化され、その後IRAにより改正されました。本法は、2026年6月30日より後に建設開始された設備について、この所得控除を廃止します。

クリーン電力投資税額控除（Clean Electricity Investment Credit）の廃止および制限: クリーン電力投資税額控除(第48E条)も、第45Y条に適用される段階的な廃止および税額控除廃止日の規定に従って廃止される予定です。よって、蓄電池技術（EST）を含む太陽光・風力以外の施設については、2034年以降に建設を開始する場合、控除が段階的に廃止されます。太陽光および風力施設の場合、法施行日から12か月（即ち2026年7月4日）より後に建設が開始される場合は、2028年より前に商業稼働を開始しなければ税額控除の対象となりません。ただし、法施行日から12か月以内に建設が開始される太陽光および風力施設については、税額控除廃止日（2027年12月31日）は適用されず、代わりに従前の建設開始継続要件に関する規定に準拠して商業稼働を開始する必要があります。また、本法は第25D条(d)(2)で定義される「適格太陽光発電設備支出」については控除否認の対象外としています。これにより、住宅用分散型太陽光発電設備の設置に関しては、リース契約における税額控除対象外の条項には該当しないことになります。

本法は2025年より後に建設が開始される燃料電池設備（fuel cell property）に対して特別な規則を定めています。これらの燃料電池設備には、第48E条の他の規定による増額または調整はなく、30%の税額控除率が適用されます。また、温室効果ガス排出量ゼロの要件も適用されません。さらに、上院財政委員会が発表した提案と同じ国内製造要件の文言が含まれており、それに加え、蓄電池技術（EST）も適格施設の対象としています。

本法には、第48条(a)(2)(A)(ii)に規定されている特定のエネルギー資産に対する2%の控除率を0%に引き下げる新たな規定も含まれています。これにより、2024年12月31日より後に建設が開始される太陽光発電施設および地熱発電施設に対する2%の税額控除が廃止されます。よって、これらの施設は国内製造要件または地域要件を満たすことによる税額控除率引き上げの対象ではなくなります。

先進エネルギープロジェクト税額控除（Advanced Energy Project Credit）プログラムに関する制限: 本法は、第48C条を改正し、割当期間に関する文言を修正しました。OBBBA適用以前の規定では、認定が取り消されたプロジェクトに割り当てられていた税額控除額を、総割当限度額である100億ドルに加算し、第48C条プログラムに基づき再配分できる

と規定されていました。しかし、今回の改正により、プロジェクトの認定が取り消された場合は、総割当限度額の引き上げが禁止され、すでに割り当てられている税額控除の再配分も認められないことが明確に規定されました。これにより、100億ドル分の控除額がすでに割り当てられているため、今後は第48C条に基づく新たな配分は行われなくなります。

炭素捕捉に係る税額控除（Carbon Oxide Sequestration Credit）の制限: 捕捉された適格炭素の利用に対する税額控除率が、事前利用を伴わず安全な地中貯蔵施設に処分した場合と同じ水準まで引き上げられます。2025年より後に開始する課税年度については控除率が引き上げられ、2026年より後に開始する課税年度では、インフレーションに合わせて控除額が調整されます。この改正は、法案の制定日より後に稼働を開始した施設または設備に適用されます。

ゼロエミッション原子力発電に係る税額控除（Zero Emission Nuclear Power Production Credit）の段階的廃止および制限: 第45U条の税額控除は、2032年12月31日より後に開始する課税年度において廃止されます。また、禁止された外国事業体に関する制限の対象となります。

クリーン水素生産に係る税額控除（Clean Hydrogen Production Credit）の廃止: OBBBA適用以前は、2033年1月1日より前に建設が開始されたクリーン水素生産施設により生産される水素に対して、第45V条の税額控除が10年間にわたり利用が可能であり、2023年1月1日から適用開始となっていました。本法では、2027年12月31日より後に建設が開始される水素生産施設に対する税額控除が廃止されます。

特定のクリーンエネルギー施設、資産、技術に対する「5年償却資産区分」の廃止: 本法は、2024年12月31日より後に建設が開始されるエネルギー施設等に適用されます。これにより、第48条(a)(3)(A)で定められている太陽光、風力、その他の再生可能エネルギー資産は、「5年償却資産区分」から除外されます。

先進製造生産税額控除（Advanced Manufacturing Production Credit）の段階的廃止および制限: 本法は、第45X条(d)(4)に基づく統合部品（integrated components）の販売に関する規定を維持しつつ、以下の条件を満たす場合は適格部品を第三者に販売したとみなします。

- (1) 当該部品（一次部品）が、同じ製造施設で製造された別の適格部品（二次部品）に統合、組み込み、または組み立てられていること、そして
- (2) 当該二次部品が第三者に販売されていること

なお、本法は、二次部品のみに適用され、納税者が二次部品を生産するために支払った、または発生した（第461条および第263A条に基づく規定の意味の範囲内）直接材料費の65%以上が米国内で採掘、製造、または生産された主要部品に起因している場合に限ります。

さらに、本法は、冶金用石炭を重要鉱物として追加し、当該鉱物の生産に関して納税者が負担するコストの2.5%に相当する税額控除を認めます。冶金用石炭は、生産が米国内外で行われるかどうかにかかわらず、製鋼（エネルギー省が発行した「重要物質リスト; 製鋼に使用される冶金用石炭の追加」にて定義されている範囲内 (90 Fed. Reg.22711

(2025年5月29日))) のために使用できることが、適格要件となります。

2030年より後に生産された重要鉱物、および2027年より後に製造・販売された風力エネルギー関連部品に対する税額控除は段階的に廃止されます。また、2029年より後に生産される冶金用石炭の税額控除も廃止されます。さらに、第45X条(c)(5)(B)(iii)に基づくバッテリーモジュールの定義に対する上院財政委員会の修正案を保持し、バッテリー機能に必要な必須機器の例として「その他の重要なエネルギー収集機器」を追加しました。なお、第45X条に適用される禁止された外国事業体に関する規定の分析については、本ニュースレターの別のセクションにて説明しています。

第6418条による税額控除の譲渡に関する変更内容: クリーンエネルギー税額控除の譲渡の規定は引き続き適用されます。一方で、新たに捕捉条項(g)が追加され、適格納税者が第45Q、45U、45X、45Y、45Z、および48E条に基づき算定された税額控除を、第7701条(a)(51)(B)で定義される特定の外国事業体に譲渡することが禁止されました。また、2025年6月30日より後に販売または使用された燃料については、第40A条(b)(4)に基づく小規模農業バイオディーゼル生産者税額控除が、第6418条に基づき譲渡可能となりました。

国際課税に関する規定

本法には、TCJAによって確立された枠組みに基づいて構築された米国外軽課税無形資産所得(GILTI)や国外の無形資産関連所得における所得控除(FDII)等の、いくつか重要な国際課税規定に関する改正が含まれています。この改正では、GILTIとFDIIに対して一般的に納税者に優遇的な変更となっていますが、同時に控除率の引き下げも伴うため、多国籍企業はこれらの変更による影響を包括的に把握することが重要となります。

米国外軽課税無形資産所得（GILTI）制度の改正: 本法は、GILTI制度を改正し、GILTI計算の際の控除項目であった、納税者の適格事業資産投資（Qualified Business Asset Investment、以下「QBAI」）に関する控除を廃止します。従って、この改正により、GILTIではなく純CFCテスト所得（Net CFC Tested Income、以下「NCTI」）を所得に算入することを義務付けています。

また本法は、2025年12月31日より後に開始する課税年度から、NCTI及び関連する第78条Gross-upに対する特別控除率を40%に引き下げています（OBBBA適用以前は、GILTIに対する特別控除率は2025年までは50%、2026年以降は37.5%に引き下げられる予定でした）。後述する外国税額控除規則の改正と合わせると、NCTIに関連する実効税率は概ね最低12.6%から最高14%となります。

なお、NCTIに掛かるみなし外国所得税額に対する税額控除の減額率は、20%から10%に引き下げられます。つまり、NCTIに掛かるみなし外国所得税の税額控除は、当該所得に帰属する税額の90%まで認められることになります。さらに、NCTIの分配に対して、過去に課税済みの利益（Previously Taxed Earnings and Profits、以下「PTEP」）に対して支払った税額の10%を否認する規定が導入されます。

これらの変更は、原則として2025年12月31日より後に開始する外国法人の課税年度に適用されます。ただし、NCTIのPTEPの分配に帰属する支払済み（または支払済みとみなされる）税金の減額は、2025年6月28日より後に支払ったPTEPの分配に帰属する支払済み（または支払済みとみなされる）外国所得税に適用されます。

本法は、外国税額控除限度額の計算において、納税者のNCTIに配分・按分される控除を、(1)NCTIに帰属する第250条控除（NCTIに課される税額について第164条(a)(3)に基づいて認められている控除を含む）、および(2)NCTIに直接配分される範囲でのその他控除に制限しています。また、外国税額控除限度額の計算において、支払利息や研究開発費用をNCTIに配分・按分しないことが規定されています。これまでNCTIに配分・按分されていた控除は、代わりに米国源泉所得に配分・按分されることになります（つまり、他のカテゴリーの外国税額控除制限を直接減少させることはありません）。これらの変更は、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。

その他の外国税額控除の改正:その他の外国税額控除に関する改正点として、(1) 特定の課税標準差異に起因する外国所得税を一般カテゴリー（外国支店カテゴリーではなく）に配分・按分、(2)十分なサポート資料がない特定の配当を受動的カテゴリー所得（第951A条カテゴリーの所得ではなく）として扱う、及び (3)NCTIをSubpart F所得として取り扱うこと、が含まれます。

最後に、第960条(b)に基づいてPTEP分配に関して支払い済みとみなされる税金に対して、第78条Gross-upは適用されません。

これらの変更は、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。

国外の無形資産関連所得 (FDII) における所得控除の改正: 本法は、FDIIの計算において、QBAIに関する控除を廃止し、それに伴い、名称をFDIIから外国稼得控除対象所得（Foreign-Derived Deduction Eligible Income、以下「FDDEI」）に変更しました。控除額はFDDEIの33.34%に変更され、FDDEIに関連する実効税率は通常14%になります。

特定の種類の所得は、控除対象所得（Deduction Eligible Income、以下「DEI」）またはFDDEIには含まれません。例として、第367条(d)(4)に定義されている無形資産、及び売主にとって償却や減耗償却の対象となる資産の売却・除去（又はみなし売却・除去）からの所得または利益は、DEI及びFDDEIに含まれません。また、第367条(d)の対象となる取引から生じる所得に関しても、DEI・FDDEIに含まれません。これらの改正は、2025年6月16日より後に発生する売却に適用されます。

また、DEI及びFDDEIの計算において、支払利息または研究開発費用の配分・按分が廃止されました。

上記に別途規定がある場合を除き、これらの変更は、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。

税源浸食濫用防止税（BEAT）の改正: 本法では、BEAT税率を2025年12月31日より後に開始する課税年度から原則10.5%とします（OBBBA適用以前では、2025年までは10%、2026年以降は12.5%に引き上げられる予定でした）。さらに、2026年以降に予定されていた特定の税額控除の取り扱い変更については廃止されました。

これらの変更は、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。

被支配外国法人（CFC）のルックスルールールの恒久化: 本法により、第954条(c)(6)のCFCルックスルールールが恒久的に延長されました。

CFC判定におけるDownward Attributionの適用制限の復活: 本法により、第958条(b)によるみなし保有規則を適用した際の、外国（法）人から米国（法）人に対する株式持分のDownward Attributionに関して、それを制限する第958条(b)(4)が復活しました。

ただし、第951B条が追加され、特定の状況下で外国（法）人が米国（法）人を保有する場合、引き続きDownward Attributionが適用されます。新しい第951B条により、外国支配外国法人（Foreign Controlled Foreign Corporation、以下「FCFC」）の外国支配米国株主（Foreign Controlled US Shareholder、以下「FCUSS」）は、あたかもFCUSSがCFC判定目的の米国株主であり、FCFCが被支配外国法人（CFC）であるかのように取り扱われ、CFC所得算入規則（Subpart F所得、NCTI（旧GILTI））の対象となります。

FCUSSとは、外国（法）人保有者（e.g., 米国子会社を保有する外国親会社）からDownward Attributionを適用して、外国子会社を50%超所有しているとみなされる米国株主となります。FCFCとは、最低でも1（法）人のFCUSSが、50%を超える株式を所有している外国法人（CFC以外の外国法人）です。持分の基準値を満たしているかを判断するにあたり、第958条(a)及び第958条(b)（ただし、第958条(b)(4)を除く）を適用します。

FCUSS及びFCFCのその他の扱いは、財務省規則に一任されています。

別段の定めがある場合を除き、これらの変更は、2025年12月31日より後に開始する外国法人の課税年度から適用されます。

比例配分株式規則の変更: 本法は、第951条及び第951A条を改正し、CFC年度の最終日にCFCの株式を保有する米国株主のみならず、課税年度中（「CFC年度」）にCFCの株式を保有する全ての米国株主が、保有割合及びCFC年度中の保有期間に応じたCFCのSubpart F所得を総収入に算入することを義務付けています。CFC年度の最終日にCFCの株式を保有する米国株主は、その年の第956条の金額も含める必要があります。

Subpart F所得の按分は、米国株主が保有する株式に帰属する所得額および、外国法人がCFCであった期間に米国株主として当該外国法人を保有していた期間に基づいて算出されます。各米国株主に配分されるNCTIを決定する場合も

同様の規則が適用されます。なお、CFCの株式を直接的または間接的に処分した際、納税者がCFCの課税年度を終了することを選択する事を可能とする（または納税者に選択を義務付ける）ガイダンスを発行する規則制定権限が、財務長官に与えられています。

これらの変更は、2025年12月31日より後に開始する外国法人の課税年度から適用されます。

本法には、第951条(a)(2)(B)に基づいて、その年に行われた他の保有者への分配に対して、米国株主に配分される Subpart F所得またはGILTI算入に対して特定の減額を行う事を排除する移行規則が含まれています。

特定外国法人の課税年度の1か月繰延べ選択の廃止: 本法は、特定外国法人が課税年度を1か月繰延べられる選択を廃止しました。これにより、今まで1か月の繰延べの課税年度を使用していた外国法人は、課税年度を主要米国株主の課税年度と一致させる必要があります。この変更は、2025年11月30日より後に開始する特定外国法人の課税年度に適用され、移行規定の対象となります。

外国の事務所または恒久的施設を通じた製造棚卸資産販売に関する源泉地規則の改正: 本法では、米国で納税者が製造した棚卸資産を、外国に所在する事務所または恒久的施設を通じて販売する場合の源泉地規則が改正されています。具体的には、以下の条件を満たす所得について、外国税額控除の制限の目的上、最大50%が外国源泉所得として扱われます：

1. 米国外で販売された棚卸資産から得られる所得であり、当該資産は米国で製造され、米国外で使用されるものであること、及び
2. 当該販売が、米国（法）人が米国外に維持する事務所またはその他の恒久的施設に起因するものであること

この改正は、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。

不公平な外国税に対する報復措置（第899条）: 諸外国による米国に対する「不公平な外国税」と見なされる課税に対して、大統領に対抗手段を与えることを目的として当初提案されていた第899条が本法成立前に撤回されました。この撤回は、OECDのPillar 2のグローバル・ミニマム課税が、米国企業には一般的に適用されないという旨の米国財務省とG7諸国との合意を反映しています。

第899条の撤回は国際的な反響を呼び、上院による米国国際税制改正がもたらす広範な影響を浮き彫りにしました。カナダ財務省は、OECDのグローバル・ミニマム課税制度における米国親会社を持つ多国籍企業グループの扱いに関するG7諸国間の共通認識を強調する[声明](#)を発表しました。同声明は、米国親会社を持つ多国籍グループ企業が国内外の利益に対して所得合算ルール（Income Inclusion Rule、以下「IIR」）と軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule、以下「UTPR」）の両方から完全に除外される「並列制度」により、税源浸食と利益移転に対処する上で包摂的枠組みの進歩を維持できると強調しました。カナダ財務省は、このようなアプローチは「今後の国際税制の安定性と確実性を高める」と言及しています。

なお、2025年9月9日に行われた共和党議員らとの会合で、下院歳入委員会の財務省税務政策担当次官補であるケネス・キーズ氏は、OECDが、米国親会社を有する多国籍企業に対するグローバル・ミニマム課税の免除を履行できない場合には、第899条の法案を再度復活させる取り組みを支持すると示唆しています。⁴

経済開発に関する規定

本法では、オポチュニティー・ゾーンとしての条件を満たす国勢調査地区の範囲は狭められたものの、10年毎に新たな「適格オポチュニティー・ゾーン」（Qualified Opportunity Zone、以下「QOZ」）を指定するとして、QOZ制度を恒久化しました。また、地方投資を促進するために新たに設けられた「適格地方オポチュニティー・ファンド（Qualified Rural Opportunity Fund）」の定義も維持されており、これにより認識される利益に対する免除率を10%から30%に恒久的に引き上げています。さらに、地方に所在する既存建物の実質的改善の要件を満たすための投資基準も、従来の100%から50%に緩和されました。なお、QOZが最初にTCJAの一部として導入された時と同様に、追加の報告要件が維持され、QOZプログラムによって達成される経済的影響の透明性を高めるため、納税者と財務省は新しい報告要件を遵守することが求められます。

個人税に関する規定

2025年末に失効予定だったTCJAの個人税規定は、修正を加えた上で無期限に延長され、最高税率は37%に据え置かれています。加えて、チップ・残業代・自動車ローン利息・高齢者優遇など新规定が追加されました。

個人所得税率: TCJA は、時限立法により、個人・遺産・信託に対する所得税率を一時的に変更し、最高税率を39.6% から 37% に引き下げましたが、今回の改正でこの変更が恒久化されます。これにより、今後も最高税率は37%となります。

なお、OBBBA適用以前では、所得税の税率区分は、インフレ調整によって毎年見直されていました。本法では、税率区分のインフレ調整について、原則として「追加で1年分のインフレ調整」を加え、追加で1年分のインフレ調整は、10%および12%の税率区分、ならびに22%税率区分の開始額にのみ適用されます。

標準控除: 本法では、TCJA で一時的に引き上げられた標準控除額の期限を撤廃し、恒久的に延長されました。さらに、2024年12月31日より後から開始する課税年度について、標準控除額を恒久的に引き上げ、単身申告者は15,750ドル、世帯主の場合は23,625ドル、夫婦合算申告および未亡人の場合には31,500ドルとし、以降はインフレーションに応じて調整されます。

その他の項目別控除: TCJAでは、投資経費や一部の法的費用、従業員が自己負担した業務経費などの雑多項目控除が一時的に廃止されていました。本法ではこの廃止を恒久化します。

ただし、教職員が自己負担した業務関連経費については雑多項目控除から除外され、控除の廃止対象外となります。

項目別控除制限: TCJA以前には高所得者の項目別控除（寄付金控除等）に段階的な制限（Pease制限）がありましたが、TCJAで一時的に廃止されていました。本法によってこの廃止を恒久化します。最高税率枠の納税者については控除額が1ドルにつき最大0.35ドルに制限されます。州・地方税控除も同様の制限が適用されます。なお、事業所得控除（第199A条）には本法は適用されません。

個人控除および高齢者控除: TCJAによる個人控除の廃止を恒久化しますが、65歳以上の納税者（及び配偶者）には2024年12月31日より後、且つ2029年1月1日より前に終了する課税年度に限り、1人あたり6,000ドルの控除が認められます。この高齢者控除は、所得が一定額（単身者75,000ドル、夫婦合算150,000ドル）を超えると段階的に減額されます。控除を受けるためには申告書に社会保障番号の記載が必須です。

第1202条に基づく小規模事業株式（Qualified Small Business Stock、以下「QSBS」）売却益の除外拡大: これまで納税者が「適格小規模企業株式（QSBS）」を5年超保有した場合、(1)売却益のうち最大1,000万ドル、または(2)取得原価の合計額の10倍のいずれか大きい方を、所得から除外できる制度がありました。第1202条(a)では、納税者の適用除外額は、株式の発行日付によって異なります。たとえば、2010年9月27日より後に発行された株式については、100%控除が認められています。さらに、株式がQSBSとして適格となるためには、会社が適格小規模事業として扱われること（総資産基準を含む）など、一定の要件を満たす必要があります。

本法では、主に以下の変更が追加されました。なお、これらの修正が適用される株式については、代替ミニマム税（Alternative Minimum Tax、以下「AMT」）の調整は適用されません。

- **控除率の段階化** — 株式の保有期間に応じて売却益控除率が設定されます。
 - 3年超、4年未満保有：50%控除
 - 4年超、5年未満保有：75%控除
 - 5年超保有：100%控除
- **控除対象売却益の上限引き上げ** — 控除対象となる売却益の上限が、従来の1,000万ドルから1,500万ドルに引き上げられます。2027年以降はインフレ調整も行われます。なお、過去に控除枠を使い切った納税者には適用されません。
- **企業総資産基準の引き上げ** — QSBS認定のための企業総資産基準が、5,000万ドルから7,500万ドルに引き上げられ、さらに今後のインフレ調整の対象となります。

これらの改正事項は、原則として法案成立日（施行日）から適用され、恒久的な措置となる見込みです。例えば、売却益控除率の段階化や控除上限額の引き上げについては、施行日以降に取得した株式が対象となります。なお、株式の取得日は第1223条での規定に従って判定されます。

州税および地方税（State and Local Tax、以下「SALT」）控除: 本法は、SALT Capの上限を、向こう5年間（2025年から2029年）の間、40,000ドル（2029年までに毎年1%ずつ増加）に引き上げますが、それ以降は、上限

を恒久的に10,000ドル（夫婦個別申告の場合は 5,000ドル）に戻します。なお、その5年間に於いて、修正後調整総所得が500,000ドル（2029年までに毎年1%ずつ増加）を超える場合には段階的な減額が適用されますが、上限額を超えた場合でも、最低限10,000ドルの控除は認められます。また、夫婦個別申告にする場合、いずれの場合も、上記金額は半分となります。

本法には、パススルー事業体に課されるSALTに関する新たな規定は含まれていません。そのため、パススルー事業体税（PTET）や従来のニューヨーク市事業税（NYC UBT）など、パススルー事業体に課されるSALTの控除可否には変更はありません。ただし、PTETの控除制度はNotice 2020-75に依存しているため、財務省の方針変更による見直しの可能性が残っています。

本法のSALT Cap上限の改正は、2024年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。（PTETについては、上記の「州パススルー事業体税」セクションを参照ください。）

特定の残業代に関する控除: 2025年から 2028年の課税年度中に「適格残業手当」を受け取った個人に対して、新しい控除が導入されました。この控除は、項目別控除を行わない個人にも適用されます。この規定は、新たに導入された規定により非課税対象となった適格チップ(第224条(c)で定義)と高額報酬の従業員(第414条(q)(1)で定義)として受け取った報酬には適用されません。「適格残業手当」とは、1938年公正労働基準法の第7条に基づき、個人の通常の賃金率を超えて支払われる残業手当を指します。この控除を受ける為には、就労可能な社会保障番号が必要であり、また、雇用主は、適格残業手当の総額を様式W-2 に記載する必要があります。

本法では、この控除の上限は12,500ドル（夫婦合算申告の場合は25,000ドル）とされており、納税者の「修正後調整総所得」が150,000ドル（夫婦合算申告の場合300,000ドル）を超える場合、1,000ドル超過ごとに100ドルずつ控除額が減額されます（ただしゼロを下回らない）。この「修正後調整総所得」とは、課税年度における納税者の調整後総所得に、第911条、931条、933条に基づいて総所得から除外された金額（米国外居住の米国市民や特定の米国領土の実質的居住者が該当）を加算したものを意味します。なお、税法上「従業員」としてみなされない人に支払われる適格残業手当についても、支払者が情報を財務長官および受領者に提出することが義務付けられています。また、2026年1月1日より前に開始する課税年度に関しては、残業手当の報告が必要な申告書や情報提供書類について経過措置が設けられています。そして、個人に交付される給与明細書に適格な残業代の額を含めることが控除条件として義務付けられています。

また、第6041条の改正により、様式1099-MISCまたは1099-NECで報告が必要なサービス報酬について、報告基準額を超える場合は、そのうち適格残業手当の金額を別途記載することが義務付けられます。

自動車ローンの利息控除: 特定の自動車ローンに対する利息に関して、課税年度ごとに最大10,000ドルの控除が認められます。この控除は、2025年から2028年までの課税年度に支払われる利息に対して適用されます。また、この控除は、

納税者の修正後調整総所得が100,000ドル（夫婦合算申告の場合は200,000ドル）を超えると段階的に減額されます。この規定は広範であり、個人用およびレジャー用の車両など、多様な車種を「適格乗用車（qualified passenger vehicle）」として含みます。ただし、最終組立が米国内で行われた車両のみが対象となります。

この控除は、調整後総所得の算出後に適用され、項目別控除を行わない納税者であっても課税所得を減額できます（第199A条控除に類似）。控除の対象となるには、該当乗用車の「初回使用者」が納税者本人であることを義務付けています。「該当する乗用車」を定義するにあたり本法では、(1)車両総重量が14,000ポンド未満であること、かつ(2)クリーンエア法第II編において「自動車」として扱われることが要件となっています。さらに控除の条件として、納税者の確定申告書に該当乗用車の車両識別番号（VIN）を記載することを義務付けています。

引越し費用控除: TCJAは、新しい主たる勤務地での就労開始に関連して支払われた、または発生した引越し費用に関して、総所得からの控除（above-the-line deduction）を一時的に廃止しました。ただしこの一時的な廃止は現役の軍人には適用されません。同様に、TCJAは、雇用主から受け取った「適格引越し費用の補填」について、総所得および賃金からの除外も一時的に廃止しました（現役の軍人の場合を除く）。

本法では、引越し費用の控除および雇用主からの補填金の総所得からの除外について、恒久的に廃止することが規定されています。OBBBA適用以前と同様に、これらの廃止措置は、現役の軍人には適用されません。なお、情報調査局の職員については、引越し費用控除、および雇用主からの補填金の総所得からの除外も認められることとなっています。

健康保険料補助金の前払いの資格の制限: OBBBA適用以前では、特定の個人が米国健康保険取引所を通じて健康保険を購入する際に、保険料補助税額控除の前払いを受け取ることが認められています。

本法は、保険料補助税額控除の受給資格を、米国に永住目的で合法的に入国した個人、特定のキューバ国籍者、自由連合協定（Compact of Free Association）に基づき米国に居住する個人に限定する規定が設けられています。

健康保険料税額控除に関する追加の制限: OBBBA適用以前では、米国内に「合法的に滞在」する個人は、米国健康保険取引所を通じて健康保険を購入する際に、保険料税額控除を受けることが可能でした。本法では、難民、仮釈放、一時保護資格、強制送還の猶予または停止措置の資格をもつ個人については控除の対象外とする制限が設けられています。さらに、合法的に滞在する外国人であっても、移民資格によりメディケイドの受給資格がない場合は、控除の対象外となります。

また、OBBBA適用以前は、保険料補助税額控除の前払いを超過で受け取った分は、個人の所得税申告書において追加の納税義務（recapture）として扱われていましたが、追徴納税額には上限が設けられていました。なお、本法では、世帯収入が連邦貧困水準の400%を下回る場合、追徴納税額に関する上限は廃止されます。

そして、世帯所得が連邦貧困水準の150%以下の個人が利用できる「月次特別加入期間」を利用して加入した特定のプランについては、保険料補助税額控除が適用されないことが規定されています。

529プラン口座の学費: 適格授業料プログラム（529プラン）からの現金分配金のうち、拠出金の運用益に起因する部分は、その課税年度中の現金分配の総額が、その年の受益者の適格高等教育費用を超える場合に限り、受益者の課税所得に含まれます。小学校または中学校に関連するすべての適格授業料プログラムからの現金分配額は、受益者1人あたり年間10,000ドルが上限とされています。本法では、小中学校に関連する「適格高等教育費用」の定義が拡大され、授業料だけでなく、カリキュラムや教材、書籍や指導用資料に関連する費用、特定の家庭教師費用、標準化された学力テストの受験料、障害のある生徒のための特定の教育療法費用も含めるものとしています。

なお、ホームスクールに関する費用に関しては、適格高等教育費用の定義から除外されています。

また、本法では、小中学校に関連するすべての適格授業料プログラムからの現金分配上限が、受益者1人あたり年間10,000ドルから20,000ドルに引き上げられます。この改正は、2025年12月31日より後に開始する課税年度から適用されます。

資格取得費用/529プラン口座: 本法では、第529条における「適格高等教育費用」の定義に、新たに「高等教育資格取得費用」というカテゴリーが追加されます。「適格高等教育資格取得費用」には、職業訓練など、特定の認可された高等教育プログラムに関連する幅広い授業料およびその他の費用が含まれます。

児童税額控除（Child Tax Credit）: TCJAでは、児童税額控除の金額が一時的に1人あたり1,000ドルから2,000ドルに引き上げられていました。本法では、拡大された児童税額控除を恒久化し、2024年12月31日より後から開始する課税年度において、最大控除額を一人あたり2,000ドルとし、2026年以降はインフレ調整も適用されます。また、最大1,400ドル（2025年は1,700ドル）の返金制度（maximum refundable portion）も恒久化し、インフレ調整を行います。さらに、所得制限（フェーズアウト）の基準額（夫婦合算申告の場合\$400,000、その他\$200,000）や、「適格児童」に該当しない納税者の扶養家族1人につき、\$500の返金不可の税額控除も恒久化されます。

トランプ口座: 本法では、トランプ口座が新たに創設されます。この口座は、従来の個人退職年金口座（IRA）と類似した取り扱いがなされますが、いくつか独自の特徴があります。

- 口座受益者が18歳に達する前年まで、年間最大5,000ドル（インフレ調整あり）の現金を非控除で拠出が可能
- 雇用主は、従業員またはその扶養家族のトランプ口座に対し、一度限り最大2,500ドル（インフレ調整あり）を非課税で拠出可能
- 一定の非課税団体による拠出も認められる
- 受益者が18歳になる年まで、分配は認められない

- トランプ口座特有のロールオーバー（資産移管）規定が設けられる

トランプ口座拠出パイロット（試験的）プログラム: 2024年12月31日より後、且つ2029年1月1日より前に生まれ、出生時に米国市民である納税者の子供1人につき、政府が資金を拠出する形で1,000ドルの一回限りの拠出金がトランプ口座に支給されます。

また、雇用主が従業員またはその扶養家族のトランプ口座に、最大2,500ドル（2026年基準、以降インフレ調整あり）まで非課税拠出を行える特別プログラムも設けられます。このプログラムは、書面による制度として設立され、第129条の扶養家族ケア支援プログラムに類似した要件を満たす必要があります。

相続税および贈与税: 本法では、現行の課税体系（相続税、贈与税、世代間スキップ移転税）を維持しつつ、基礎控除額（生前または死亡時に課税なしで移転できる金額）および世代間スキップ移転税（GST）免除額（将来のGST課税が発生しない形でスキップ対象者に移転できる金額）は、2025年12月31日より後の期間における移転については、従来の1,000万ドル（インフレ調整前）から1,500万ドルに引き上げる修正を加えています。1,500万ドルの基準額は、2026年より後からはインフレ調整が適用されます。OBBBA適用以前の基礎控除額の一時的な引き上げとは異なり、今回の1,500万ドルへの引き上げは恒久的であるため、将来的に減額される予定はありません。

送金に対する物品税: 新たに導入される法令（第4475条および関連する新設Subchapter C）により、米国内の個人が海外の受取人に資金を電子送金する場合、その送金額の1%に対し、物品税（Excise税）を課す制度が創設されます。この税金は送金者が負担しますが、実際の徴収および四半期ごとの納付は送金サービス提供者が担います。万が一、送金サービス提供者が税金を納付しなかった場合、その納税義務は送金サービス提供者自身に課されます。

また、送金が特定の不正防止規則（Anti-Conduit Rules）（第7701条(l)）に違反している場合、当該送金は資金調達取引として再分類される可能性があります。一方で、銀行秘密法（Bank Secrecy Act）に規定される特定の金融機関（銀行、信用組合、貯蓄機関、証券会社等）の口座から資金が引き出される場合や、米国内で発行されたデビットカード（プリペイドカードを含む）やクレジットカードで資金が拠出される場合には、当該課税の対象外となります。

対象となる送金には、現金、小切手、マネーオーダー、その他同様の物理的な支払手段を用いた場合も含まれます。送金に関連する用語は、既存の15U.S.C.1693o-1および1693o-2（電子資金移動法）に基づいて定義されています。これらの定義に基づく、米国内（または米国の領有地・属領）に居住する個人が、米国外にいる指定受取人への電子送金を依頼するケースを指します。送金サービス提供者とは、通常業務として個人向けに送金サービスを提供する者や金融機関を指し、その利用者が当該事業者や金融機関に口座を持っているかどうかは問いません。送金者とは、こうしたサービス提供者に海外送金を依頼する個人を指します。15U.S.C.1693o-1によると、送金には最低金額（De minimis threshold）が設けられており、15ドル未満の少額送金については該当課税の対象外です。

本法は、2025年12月31日より後に発生する送金から適用されます。

児童および家族の扶養税額控除: 子供やその他の扶養家族など、適格な個人を1人以上扶養する納税者は、就労に関連して支出した保育・扶養ケア費用について、所得税額控除が拡充されます。控除額は、対象となる支出額に所定の控除率を掛けて算出されます。本法では、最大控除率が現行の35%から50%に引き上げられます。ただし、納税者の調整後総所得が15,000ドルを2,000ドル超えるごとに、またはその端数ごとに控除率が1ポイントずつ減少されます（ただし35%未満にはなりません）。また、調整後総所得が75,001ドルから105,000ドル（夫婦合算申告の場合は150,001ドルから210,000ドル）の範囲にある場合、控除率が段階的に20%まで引き下げられます。本法は、2025年12月31日より後に開始する課税年度から適用されます。

非課税法人に関する規定

企業による慈善寄付控除の1%の下限: 本法は、企業の慈善寄付控除額の計算に下限額を新たに設けるため、第170条(b)(2)(A)が改正され、慈善寄付の合計が納税者の課税所得の1%を超え、課税所得の10%を超えない範囲でのみ慈善寄付の控除が認められます。1%分は、慈善寄付額が10%の限度額を超えない限り、恒久的に控除が認められません。ただし、10%の限度額を超えた場合は、1%分および10%を超える金額を5課税年度にわたり繰越すことが可能であり、納税者が1%の下限を超えた年に、使用することができます。この変更は、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用されます。

税務上の会計処理方法に関する規定

小規模製造業の総収入基準額の引き上げ: 第448条(a)は、原則、納税者がC法人、パートナーとしてC法人を有するパートナーシップ、またはタックスシェルターである場合、発生主義会計原則を使用しなければならないと規定しています。ただし、第448条(b)(3)では、例外規定として、C法人またはパートナーとしての法人を有するパートナーシップが、第448条(c)の総収入テストを満たしている場合、現金主義会計原則を使用することを許可しています。第448条(c)に基づく総収入テストは、当該課税年度の直近の課税年度に終了する3年間における当該事業体の平均年間総収入が、2,500万ドル（インフレ調整対象）を超えない場合に満たされていました。2025年に開始する課税年度から、インフレ調整後の平均年間総収入額は3,100万ドルです。OBBBA施行前の提案では、総収入テストに関する平均年間総収入の引き上げを含む様々な改正案が含まれていましたが、最終的には改正はありませんでした。

州税に関する留意点

多くの州の法人所得税制度は、連邦法人税法の改正によって影響を受けます。これは州が運用上の簡素化のために、内国歳入法（IRC）を包括的または部分的に取り入れたり、連邦課税所得を計算のベースとして採用しているため

す。一般的に、内国歳入法を取り入れている州は、(1) 特定の日付時点での内国歳入法に準拠する「固定日付準拠（Fixed Date Conformity）」、または (2) 自動的に当該課税年度に該当する現行の内国歳入法に従う「ローリング準拠（Rolling Conformity）」のいずれかの方法で取り込んでいますが、カリフォルニア州のように、特定の内国歳入法のみを選択的に準拠する「選択的準拠（Selective Conformity）」を採用している州もあります。

ローリング準拠州においても、州の立法措置によって、連邦議会で制定された内国歳入法の規定から後に切り離すことを選択する場合があります。一方、固定日付準拠州は、準拠日を更新しない限り、新しい法律による改正前の内国歳入法を引き続き使用します。これらの違いにより、州レベルでは連邦と異なる税務上の結果が生じる可能性があります。

州によっては連邦法と準拠しない可能性がある具体的な規定：

固定日付準拠州において、連邦と州で不一致が生じる可能性のある主な規定には、以下が含まれます（ただしこれらに限定しません）。

- **GILTI／FDII**：一部の州では、2026 年以降も GILTI および FDII に対して、OBBBA 適用以前の第 250 条で定められた控除率である GILTI の 40%控除および FDII の 33.34%控除を採用する可能性がある
- **第 163 条(j)**：一部の州では、償却や減耗償却の加算を行わずに調整後課税所得を算出し、支払い利息の限度額の計算を求める可能性がある
- **第 174 条**：一部の州では、連邦税法上で国内研究開発費用の資産化が必須でない期間においても、州税の計算においては国内研究開発費用の資産化を引き続き適用される可能性がある
- **第 168 条(n)**：一部の州では、新しい第 168 条(n)に基づく「適格生産資産」の 100%特別償却を認めない可能性がある

決算書への影響に関する留意点

上記にも述べた通り、2025 年 7 月 4 日にトランプ大統領は OBBBA に署名しましたが、結果として、多くの企業の財務諸表に影響を与える可能性があります。米国会計基準（ASC 740、税効果会計）では、期中において新たな税制が成立された場合には、同期間における財務諸表（四半期、半期、及び年度末）に、新たな税制による影響を認識して反映することを義務付けています。税法の改正による繰延税金資産および繰延税金負債への影響は、法律の制定日において継続事業項目（Continuing Operations）に区分され、その制定された期間において個別項目（Discrete Item）として認識されます。税法の改正による当期税金費用（Current Tax Expense）への通常の営業利益における影響については、法律の制定日において、年間実効税率（Annual Effective Tax Rate、以下「AETR」）に含まれます。同様に、税法の改正による繰延税金（Deferred Tax）への影響に関しても、法律の制定日において AETR に含まれます。

なお、2025 年 7 月 4 日より前に終了する年次報告期間または中間報告期間を持つ事業体（例：暦年末事業体の第 2 四半期）は、同期間における財務諸表においては、本法による影響は認識せずに、財務諸表を作成する必要があります。ただし、2025 年 7 月 4 日以降に該当決算書を発行される場合には、ASC 855 の後発事象ガイダンスを考慮し、本法に関して必要な開示の検討を行う必要があります。ASC 855-10-50 では、財務諸表が誤解を招くことを防ぐために、いくつかの認識されていない後発事象の一部を開示する必要があると規定しています。このような場合、事業体は「事象の性質」と「その財務的影響の見積額の推定、またはそのような見積もりを行うことができない旨の記述」の両方を開示する必要があります。

Appendix

Appendix: 税制改正条項の比較

以下の表は、OBBBA 適用以前の規定と、OBBBA 適用後の変更点について比較したものです。

法人事業に関する規定		
項目	OBBBA適用以前の規定	OBBBAによる変更点
研究開発費(第174条)	第174条は、2021年12月31日より後に開始する課税年度に支払われた、または発生した特定の研究開発費(Specified Research or Experimental Expenditure、以下「SRE」)を資産化し、5年間(国内)又は15年間(海外)に亘り償却することを義務付ける。	第174A条が新規に法制化され、2024年12月31日より後に開始する課税年度に支払われた、又は発生した国内SREに対して、恒久的に即時損金算入を認める。 国内SREを資産化し、60か月以上で償却する選択も可能。また、第59条(e)に基づき資産化を行い、国内SREを10年間で償却する選択も可能。 選択により2025年1月1日より前に開始した課税年度に支払われ、又は発生し、資産化されたSREの未償却残高を1年、又は2年にわたり全額損金算入ができる経過措置がある。 中小企業を対象に、2021年12月31日より後に開始する課税年度に第174A条を遡及適用できる移行措置もある。 海外SREに対する取扱い、OBBBA適用以前の規定と変更無し。 特定の州(フロリダ州とノースカロライナ州など)では、連邦税で資産化が義務付けられていない期間であっても、国内SREの資産化・償却が引き続き適用される場合がある。
支払利息損金算入の制限(第163条(j))	受取利息 + 調整後課税所得(ATI)の30% + フロアプラン融資に対する支払利息 = 損金算入限度額とする。 否認された利息は無期限に繰り越し。	EBITDAによるATIの計算方法が恒久化された(2024年12月31日より後に開始する課税年度に適用)。また、被支配外国法人の純所得(NCTI)、Subpart F Income、Sec.78 Gross-up及びNCTI所得に関連する控除は含めないとした(2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用)。 フロアプラン融資に関連する「自動車」の定義が拡大され、トレーラーとキャンピングカーが含まれるようになった(2024年12月31日より後に開始する課税年度に適用)。

	資産化規定の対象となる事業利息費用の取り扱いへの言及はない。	第163条(j)の支払利息損金算入制限は、支払利息を資産化する場合にも適用。ただし、支払利息が第263条(g)、または第263条(f)に基づいて資産化される場合を除く(2025年12月31日より後に開始される課税年度に適用)。 特定の州では、引き続き減価償却費および減耗償却費は加算されず、ATIの計算を行う必要がある(法人納税者の例：フロリダ州、ノースカロライナ州など、非法人納税者の例：マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州など)。
適格資産の即時償却	2017年9月27日より後、且つ2023年1月1日より前に取得し、事業の用に供された適格資産に対して100%特別償却が適用され、その後、暦年ごとに毎年段階的に20%減少(2023年は80%、2024年は60%、2025年は40%、2026年は20%)。	2025年1月19日より後に取得し、事業の用に供された適格資産に関して、100%特別償却が恒久化された。
適格生産活動に使用される非居住用不動産の特別償却 (第168条(n))	該当規定なし。	新しく第168条(n)が追加され、選択により適格生産資産に対して、100%特別償却を認める。「適格生産資産」の定義は下記となる： - 適格生産活動において不可欠な部分として使用されている非居住用不動産の一部 - 納税者が当該資産の最初の使用者 - 当該資産の建設が2025年1月19日より後、且つ2029年1月1日より前に開始されている - 米国またはその所有領土内で2031年1月1日より前に事業の用に供される資産(オフィス・一般事務・駐車場・販売・研究開発・その他ソフトウェア・エンジニアリングに使用している部分は対象外) - 賃貸資産の場合、貸手は、借手による資産の使用を適格生産活動の一部として考慮できない 「適格生産活動」は製造、生産及び製品の改良に関する活動とする(生産は農業及び化学関連に限定)。

		「適格資産」は、小売店で調理された食品または飲料ではない有形動産とする。 取得した非居住用不動産が2021年1月1日から2025年5月12日までの間に適格生産活動に使用されていなかった場合、その不動産は納税者が取得前に使用していない場合に限り、納税者が当該資産の最初的使用者として扱われる。ただし、取得に関する特定の規則に準じている場合に限る。 適格生産資産が、事業の用に供された日より10年以内に活動停止となる場合には減価償却の取り戻し(Recapture)ルールを適用。 特定の州では、新しい第 168 条(n)に基づく「適格生産資産」の特別償却が許可されていない場合がある(例: 連邦税への準拠が固定の日付となっている州)。
特定の事業資産の即時償却(第179条)	100万ドルの年間限度額は、課税年度に、事業の用に供された適格資産が250万ドルを超えると段階的に減額される。2018年以降のインフレーションを連動化(2025年の基準額は125万ドル、段階的減額の基準は313万ドル)。	第179条(b)(1)および(2)が恒久化され、即時償却の年間限度額が250万ドルに引き上げられ、段階的減額の基準額は400万ドルに引き上げられた。2025年より後はインフレーションと連動して調整される。 2024年12月31日より後に開始する課税年度に事業の用に供された資産に対して適用される。
特定のクリーンエネルギー施設、資産、技術に関する減価償却 (第168条(e)(3)(B))	第48条(a)(3)に記載されている資産および風力発電施設について5年償却資産区分を適用	第168条(e)(3)(B)(vi)が改正され、第48条(a)(3)に関連する規定や2024年12月31日より後に建設が開始される特定の風力発電施設に対する規定が廃止された。これらの適用日は、第48条(a)(3)にて明記されているそれぞれの廃止日と同じ日付となる。 適格施設(第45Y条(b)(1)(A)で定義)、適格投資である適格資産(第48E条(b)(2)で定義)、ならびに蓄電池技術(第48E条(c)(2)で定義)に対する第168条(e)(3)(B)(viii)の5年償却MACRS耐用年数には影響しない。
適格オポチュニティゾーン(QOZ)プログラム(第1400Z条)	適格QOZは、州知事によって指定され、適格地域への適格投資として財務省	2017年に制定された制度を基に、いくつかの変更を加えた恒久的なQOZプログラムが確立された。

	によって認定された国勢調査地区となる。QOZファンド(QOF)への投資をすることにより、納税者の選択次第で税制上の優遇措置を受けることができる。現在、米国とその保有領土5つには8,764の適格QOZとして認定された国勢調査地区がある。 これらの税制上の優遇措置には次のものが含まれる。 • QOZに再投資されたキャピタルゲインの一時的な繰り延べ • 投資が5年または7年間以上保持されている場合に認識しなければならないキャピタルゲインの恒久的な10%または15%の削減 • 投資が10年間以上保持されている場合、QOZへの投資から将来生じるキャピタルゲインの恒久的な除外 適格とみなされるには、繰り延べられたキャピタルゲインは通常、売却日より180日間はQOFへの投資を保持する必要がある。2027	新しいQOZの指定は、2027年1月1日から10年ごとに行われ、財務長官によってQOZが認定された日の翌年1月1日が「適用開始日」とされる。 低所得コミュニティの定義は狭められ、貧困率が20%以上、または世帯収入の中央値が地域全体の世帯収入の中央値の70%以下の国勢調査地区とされている。さらに、低所得コミュニティには、世帯収入の中央値が地域全体の世帯収入の中央値と比べ125%以上である国勢調査地区は含まれない。 納税者の選択により、QOFに投資することによる3つの税制上のメリットが維持される。 • QOZに再投資されたキャピタルゲインの一時的な繰り延べ • 投資が7年間以上保持されている場合、認識するキャピタルゲインの額を恒久的に10%に減額(当初制定されたQOZプログラムに基づく最大15%から減少) • 投資が10年間以上保持されている場合、QOZへの投資から生じる将来のキャピタルゲインは恒久的に除外 Rural Qualified Opportunity Fund (以下「RQOF」) が新設され、投資が7年間以上保持されている場合、認識しなければならない繰延キャピタルゲイン額が恒久的に削減(税務簿価が10%ではなく30%引き上げる)される。 地方にある既存の建物に対する実質的な改善とみなす基準値が100%から50%に引き下げられ、施行後すぐに有効となる。 さらに、下院案に含まれる追加の報告要件が維持され、QOZプログラムによって達成される経済的な影響に関する透明性を高めるため、納税者と財務省は新しい報告要件を遵守することが求められる。
--	--	---

	年1月1日以前に発生し繰り延べられたキャピタルゲインは、2027年6月30日までにQOFに投資する必要がある。 キャピタルゲインの繰り延べは、投資の売却日、または2026年12月31日のいずれか早い日まで継続される。 QOZとして指定される資格のある低所得コミュニティには、以下の国勢調査地区が含まれる。 • 貧困率が20%以上 • 世帯収入の中央値が州全体での世帯収入の中央値の80%を超えない(それ以上の場合で、且つ、大都市圏の国勢調査地区の場合は、その地域内の世帯収入の中央値の80%)	
課税対象REIT子会社資産テスト基準	REIT は、各四半期末において、REIT の資産の 20% 超を占める課税対象 REIT 子会社の株式を所有することはできない。	基準値を 25%に変更(2025 年 12 月 31 日より後に開始する課税年度に適用)。
パススルー事業体税(PTET)	内部通達 2020-75 は、州および地方税の所得控除の上限が 10,000 ドルであることに対応して、パスス	PTET 制度やパススルー事業体が支払う州税や地方税の取り扱いに関する規定は含まれていない。

	ルー事業体レベルで(個人所有者レベルではなく)州および地方の所得税を支払う選択を認めている。	
水素貯蔵や炭素回収からの所得が特定のパートナーシップ所得に追加(第7704条)	第7704条(d)(1)(E)は、特定の上場パートナーシップの適格所得には、鉱物または天然資源、産業源の炭素酸化物、または特定の燃料の輸送または貯蔵の探査、開発、採掘または生産、加工、精製、輸送、またはマーケティングからの所得が含まれると規定している。	第 7704 条(d)(1)(E)に下記から発生する所得を「適格所得」に追加： - 持続可能な航空燃料 (SAF)や液化水素、または圧縮水の輸送や貯蔵 - 二酸化炭素を回収する特定の適格施設 - 高機能原子力施設からの電力発電 - 地熱エネルギーまたは水力を利用した電力発電 - 地熱ヒートポンプの運用
バックアップ源泉徴収	支払人側に様式1099の報告義務がある場合、対象の支払いについて受取人より納税者番号 (TIN) を取得する必要がある (TINが提供されない場合はバックアップ源泉徴収が適用される)。源泉徴収額は、第1条(c)に基づく4番目に低い税率となる(2025年まで24%)。	24%の税率が恒久化された。 第6041条のバックアップ源泉徴収の基準が引き上げられ、2026年よりあとからは2,000ドル以上の支払いの報告を義務化 (2026年よりあとはインフレーションと連動して2,000ドルの基準が引き上げられる)。 非従業員への報酬を報告する様式1099-NECにおけるバックアップ源泉徴収の基準額が、第6041条の新しい基準額を参照するように変更された。 様式1099-Kの報告におけるバックアップ源泉徴収の基準額は、20,000ドルの取引金額及び200件の取引数に変更。
その他の支払い	第6041条に基づく定期的収入は様式1099-MISCでの報告義務がある。600ドル未満は報告不要。 第6041条に基づく非従業員への報酬の報告義務基準額は600ドルとなる。	第6041条の報告義務基準額が引き上げられ、2026年より後の年からは2,000ドル以上の支払いに対して、報告が義務付けられた (2026 年よりあとからはインフレーションと連動して 2,000ドルの基準が引き上げられる)。 非従業員への報酬を報告する様式1099-NECの報告義務基準額が、第6041条の新しい基準額を参照するように変更された。

特定の住宅建設契約に関する工事進行基準の例外	住宅建設契約からの課税所得を算出するために、工事進行基準の適用は必要ない。	本法は、4戸を超える集合住宅の開発者等が工事進行基準に基づく課税計算対象外となるように、適格住宅建設契約の種類を拡大した。
法人ミニマム税計算における無形掘削費用の取り扱い	該当規定なし。	調整後財務諸表利益(AFSI)の計算において、通常の課税所得計算で損金算入が認められる範囲での無形掘削・開発費の減算調整が追加され、該当する財務諸表で計上されている無形掘削・開発費に関連する減耗償却費については加算調整が必要。
事業関連の接待交際費	第274条(n)(1)において支払われた、または発生した費用の50%まで、損金算入できる。 2025年12月31日より後に発生、または支払われた雇用主が提供した飲食費用は損金算入不可。	本法は、OBBBA適用以前の規定および例外規定を恒久化した。また、特定の漁船および特定の水産加工施設で提供される飲食は、50%の制限規則と雇用主が提供する飲食費の否認規則から除外されることが追加された。 この改正は、2025年12月31日より後に支払われた、または発生した費用に適用される。
従業員維持税額控除(ERTC)	2020年-2021年第3四半期の還付申請可能税額控除は、COVID-19のパンデミック中に従業員を維持した適格企業および非営利団体向けに制定されている。 2020年および2021年第1四半期から第2四半期のERTC申請の適正評価の時効は、以下のいずれか遅い日から3年。 - 当初提出した四半期申告書の提出日 - 翌年の4月15日 2021年第3四半期のERTC申請の適正評価の	1,000ドルの罰金(2021年第3四半期のERTC申請に関連する特定の適正評価義務に違反したERTCプロモーターに対する罰金)。 以下のいずれかに該当する場合はERTCプロモーターとなる。 - ERTC請求額に基づいた成功報酬を受け取り、該当する役務提供からの収入が総収入の20%を超える。 - ERTC関連の役務提供からの収入が総収入の50%を超える、または500,000ドルを超え、且つ、総収入の20%を超える。 2024年1月31日より後に申請された2021年第3四半期の還付申請は許可されない。 2021年第3四半期ERTC申請に関する適正評価の時効は、以下のいずれか遅い日から6年間延長される。 - 当初提出した四半期申告書の提出日 - 翌年4月15日 - ERTCの申請が行われた日

	時効は、以下いずれか遅い日から5年。 • 当初提出した四半期申告書の提出日 • 翌年の4月15日	納税者は、6年間の時効期間終了まで、不適切に申請された2021年第3四半期ERTC賃金の所得控除額について、還付申請をすることもできる。
雇用主が提供する育児税額控除(第45F条)	年間150,000ドルを限度額として、適格な育児施設費用の25%、および適格な育児リソースと紹介費用の10%と相殺することが可能。 適格な育児施設費用には、施設の取得、建設、修復、または拡張に関連する費用、および運営費が含まれる。	税額控除額を適格な育児費用の40%(適格中小企業は50%)に増額し、限度額を500,000ドル(適格な中小企業の場合は 600,000 ドル)に引き上げ。基準額は今後インフレ調整の対象。 「適格中小企業」の定義が追加され、共同所有または運営による育児施設も適格な施設とされるよう明確化された。
有給家族休暇および医療休暇に対する税額控除(第45S条)	2017年12月31日より後、且つ2026年1月1日より前に支払われた給与について、雇用主は、家族休暇および医療休暇中に適格な従業員に支払われる給与に対して、12.5%の税額控除を適用できる(プログラムに基づく給与支払いが通常支払われる給与の50%の場合)。給与支払い率が50%を超える場合、1%毎に税額控除が0.25%増加(上限25%)。	当税額控除が恒久化された。 雇用主は、次のいずれかの計算方法を選択できる。 • 家族休暇および医療休暇期間中に従業員に支払われた適格給与に対して該当する割合、又は • 雇用主が課税年度中に有効な保険契約に加入している場合、当該課税年度中に支払った、または発生した保険料総額に対して該当する割合 保険契約に関しても、12.5%の税額控除率が適用され(プログラム支払率が50%の場合)、支払い率が通常支払われる給与の50%を超える場合、1%毎に0.25%増加(上限25%)。 納税者グループが単一の雇用主として扱われるかどうかを判定するための規定改正、および書面による休暇ポリシーが無い場合でも、正当な事情があった場合の特例を設けた。

		適格従業員の定義は、(1)適格従業員となるか判定する上での在職期間を6か月以上とする選択ができる、(2)パートタイム従業員の給与は按分計算となる、(3)週20時間以上勤務している、とする。 第45S条(a)(1)(B)による税額控除を適用する場合、第280C条により、関連する保険料の税額控除相当額を損金不算入として取り扱う必要がある。
新市場税額控除 (第45D条)	第45D条は、認定された新市場開発事業体に適格な株式投資を行う納税者に税額控除を設けている。適格とされる投資は、実質的に投資のすべてを低所得コミュニティに費やし、低所得者が恩恵を受けることを目的とする必要がある。 低所得コミュニティは、コミュニティ開発金融機関基金(CDFI)によって指定されている。 税額控除は7年間にわたり申請可能で、最初の3年間は毎年投資額の5%、その後4年間は毎年投資額の6%が税額控除として許可され、合計すると投資額の39%となる。	税額控除を恒久化し、2025年12月31日の後に開始する年より、年間50億ドルとなる税額控除配賦枠を設けている。

クリーンエネルギー関連税額控除に関する規定		
項目	OBBBA 適用以前の規定	OBBBA による変更点
禁止外国事業体 に関連する制限	懸念される外国事業体 (Foreign Entity of Concern、以下「FEOC」)に 関する制限は、第30D条、 及び第48D条に適用。 第48D条では、適格納税者 とは、FEOCに該当しない納 税者であると定義している。 一方、第30D条では、バッテ リーに含まれる重要鉱物が FEOCによって採掘、加工ま たはリサイクルされた場合、 またはバッテリーに含まれるい ずれかの部品がFEOCによっ て製造または組み立てられ た場合、その車両は控除の 対象外となる。	第 45Y 条、第 45X 条、第 45Q 条、第 45U 条および第 45Z 条に 関して、制定後に開始する課税年度から適用される。 「特定外国事業体の影響を受ける事業体」に該当する納税者は、 制定後に開始する課税年度について、第48E条、第45Y条、および 第45X条の税額控除を受けることができない。また、第45Q条、第 45U条および第45Z条の税額控除については、「特定外国事業体 の影響を受ける事業体」(実質的な支配の支払規定は適用されな い)が、制定から2年後に開始する課税年度から、対象外となる。 2026年以降に建設が開始される施設や蓄電池技術、あるいは同 年以降に製造された適格部品について納税者が禁止外国事業体 から物質的支援を受けている場合、第48E条、第45Y条、または第 45X条の税額控除は適用されない。
クリーン電力生産 税額控除(第45Y 条)	第45Y条は、温室効果ガス (GHG)排出量がゼロで、 2024年より後に事業の用に 供されるクリーン電力生産 施設に対して税額控除を付 与。 税額控除は、該当年(2032 年または米国の電力生産に よる年間GHG排出量が 2022年の排出量の25%以 下となった年のいずれか遅い 方)より後に建設が開始され る施設について、段階的に 廃止。	制定日から12か月を超えた後に建設が開始され、かつ2027年末ま でに事業の用に供していない太陽光・風力施設は、税額控除の対 象外となる。 また、制定日から12か月以内に建設が開始した場合でも、税額控 除適用には「建設活動継続ルール」の遵守が必要。 その他の適格技術については、建設開始年度に応じて、以下のスケ ジュールで控除が段階的に廃止となる： 2034年建設開始→税額控除を75%に減額、2035年建設開始 →税額控除を50%に減額、2036年以降建設開始→税額控除廃 止。 賃貸住宅用クリーンエネルギー設備に関しては税額控除を廃止。太 陽光発電設備支出については除外しているため、住宅用分散型太 陽光発電の設置は、税額控除廃止の対象外。

	控除の減額は以下の通り： - 該当年から2年目に着工→税額控除25%減額 - 該当年から3年目に着工→税額控除50%減額 - 該当年から4年以降に着工→税額控除100%減額(控除なし)	施設の種類やカテゴリーごとの温室効果ガス排出率の判定にあたり、ライフサイクル評価基準(国際標準化機構(ISO)等が策定した基準など)を用いて、制定日までに公表された、ライフサイクル温室効果ガス排出率がゼロ未満であることを示す研究も考慮する必要がある。 先進原子力施設に限り、エネルギーコミュニティの定義が拡大され、原子力発電の推進に直接関連する雇用が少なくとも0.17%存在する大都市統計地域(MSA)を含む。 第45Y条(b)(1)(C)に基づく施設の拡張や増産が施設の容量追加に該当するかどうかは、連邦エネルギー規制委員会(FERC)や原子力規制委員会(NRC)、その他これに類する機関による判断、独立した専門技術者による評価、地方送電機関やその他運営主体による報告、または財務長官が認めるその他の方法により、合理的に判断することができる。 最後に、上記の規制に関連して、禁止されている外国事業体に関する一定の制限が追加されている。
クリーン輸送燃料生産税額控除(第45Z条)	第45Z条は、米国内の適格施設で生産された輸送用燃料の1ガロン当たりの適用金額（非 SAF 燃料の場合は0.2ドルまたは1ドル、SAFの場合は、0.35ドルまたは1.75ドル）に基づき、税額控除を付与。この運送用燃料は、燃料混合物の製造、事業での使用、または小売販売されて他者の燃料タンクに充填される目的で、無関係な第三者に販売されなければならない。	第45Z条の適用延長期間を4年間ではなく2年に限定し、2030年より前に生産・販売された適格燃料に適用される。 2025年より後に生産される適格燃料は、米国、メキシコ、またはカナダで生産または栽培された原料のみから製造される必要がある。 2025年より後に生産される適格燃料は、動物糞尿由来の燃料を除き、排出率がゼロ未満であってはいけない。動物糞尿由来の燃料については、原料ごとに特定した個別排出率を設定することが財務省に求められ、その値はゼロ未満になる可能性あり。 2025年より後に生産される輸送用燃料について公表される排出率は、財務省の規制や方法論に基づき、間接的な土地利用変化に起因する排出を除外するよう調整される。

	また、生産者は、生産時点でクリーン輸送用燃料の生産者として登録されている必要がある。 税額控除の対象となる燃料は、大きく分けて以下の2種類： - 持続可能な航空燃料 (SAF) - 非SAF輸送用燃料 適用期間は2025年1月1日から2027年12月31日まで。	また、「輸送用燃料」の定義が改正され、第45Z条税額控除の対象となる他の燃料から生産された燃料は対象外。 SAFに対する控除率の上乗せは廃止され、第6426条(k)のSAF混合税額控除との調整規定が設けられる。 第40A条の小型農業バイオディーゼル生産税額控除が延長・増額され、2025年6月30日より後は第6418条に基づく第40A条控除の譲渡が可能となり、納税者は同一燃料に対して第45Z条および第40A条の両方の控除を適用できる。 上記の規制に関連して、上院草案と同様に、禁止外国事業体に関する一定の制限が追加される。
中古クリーン車両 税額控除 (第25E条)	中古クリーン車両に対して、販売価格の30%または4,000ドルのいずれか低い額に相当する税額控除を適用。 税額控除の適用を受ける納税者のMAGIの上限は、夫婦合算申告の場合150,000ドル、世帯主の場合112,500ドル、単身の場合75,000ドル。 2032年12月31日より後に取得したEV車両については税額控除を廃止。	2025年9月30日より後に取得したすべてのEV車両について適用を廃止。
クリーン車両税額 控除(第30D条)	第30D条は、新車のクリーン車両について、特定の重要鉱物、バッテリー部品、国内組立に係わる要件の充足状況に応じ、7,500ドルまた	2025年9月30日より後に取得したすべてのEV車両について適用を廃止。

	は3,750ドルの税額控除を適用。 車両の種類に応じて、EV車両の最高小売価格に関する追加制限が適用。 税額控除の適用を受ける納税者のMAGIの上限は、夫婦合算申告の場合300,000ドル、世帯主の場合225,000ドル、単身の場合150,000ドルとする。 2032年12月31日より後に事業の用に供されたEV車両の税額控除は廃止。	
商業用クリーン車両税額控除 (第45W条)	適格商用クリーン車両について、取得価格の30%(ハイブリッド車両の場合は15%)、または増分費用のいずれか少ない額を限度として税額控除を付与。税額控除額は車両総重量(14,000ポンド)に応じて7,500ドルまたは40,000ドルを上限とする。 重要鉱物、バッテリー部品、または国内の最終組立要件は適用されない。 税額控除は2032年12月31日より後に取得された車両については廃止。	2025年9月30日より後に取得した全ての車両については適用を廃止。

代替燃料自動車の燃料供給設備に係る税額控除 (第30C条)	課税年度内に供用開始された代替燃料自動車の燃料供給設備の取得費用に基づき、個人および事業向けの税額控除を付与。 2022年の後、且つ2033年より前に事業の用に供された設備に適用。	2026年6月30日より後に事業の用に供された施設については廃止。
省エネルギー商業用建物所得控除 (第179D条)	課税年度内に事業の用に供されたエネルギー効率的商業用建物設備の取得費用について、一定の制限のもと所得控除を認める。 本控除は2021年の連邦歳出法により恒久化され、その後2022年のインフレ抑制法により改正。 新築および既存の建物で、エネルギーおよび電力コストを少なくとも25%削減した場合、所得控除額は最大1平方フィートあたり5ドルに制限される。最高控除額を得るためには、現行の賃金規則が適用。 納税者が、築5年以上の建物に対して適格な改修計画の一環として省エネルギー改修を行う場合、改修資産の調整後簿価（ただし、エネルギー使用強度に基づいて算定される1平方フィートあたりの上限額を超えない範	2026年6月30日より後に着工した設備については所得控除を廃止。

	囲) を所得控除できる場合がある。 非課税団体および政府機関は、建物や改修計画の設計者に所得控除を割り当てることが認められる。	
クリーン電力投資 税額控除(第48E 条)	2024年より後に稼働する温室効果ガス(GHG)排出量がゼロのクリーンな電力発電施設または蓄電池技術(総称して「適格施設」)に対して税額控除が認められる。 税額控除額は、適格施設への投資額の6%に相当し、施設の規模が1MW未満、また市場レベルの賃金と見習いの要件を満たす施設(または2023年1月29日より前に建設が開始された施設)の場合は控除率が30%に引き上げられる。 特定のエネルギーコミュニティ、国内調達、または低所得コミュニティなどの要件を満たす適格施設には、追加の特別税額控除を受けることができる。 2032年、または米国の電力生産による年間温室効果ガス排出量が2022年の排出量の25%以下となった年のどちらかが遅い方の年より後	制定日から12ヶ月を超えた後に建設が開始され、且つ2027年末までに事業の用に供していない太陽光発電施設および風力発電施設は、税額控除の対象外となる。 制定日から12か月以内に建設が開始した場合でも、税額控除適用には、「建設活動継続ルール」の遵守が必要。 蓄電池技術を含む他のすべての適格施設における税額控除は、適格施設の建設開始年度(2034年(税額控除を75%に減額)、2035年(税額控除を50%に減額)、および2036年以降(税額控除を0%に減額)に基づいて段階的に廃止。 特定の賃貸住宅用クリーンエネルギー設備に対する税額控除を廃止しているが、太陽光発電設備は含まれていないため、住宅用の分散型太陽光発電の設備は賃貸禁止規定の対象外となる。 禁止されている外国事業体に関する一定の制限が追加されている(上記の規定を参照)。

	に建設を始めた施設に対して、税額控除は段階的に廃止される。 税額控除額は、次の割合で減額される。 • 適用年の2年後に建設が開始する場合は25%減額 • 適用年の3年後に建設を開始する場合は50%減額 • 適用年の3年を超えて建設が開始された場合は100%減額	
先進エネルギープロジェクト税額控除プログラム(第48C条)	第48C条に基づき、IRSは、税額控除額の割当および認定証の授与を行うプログラムを設けた。すでに、合計100億ドル分の税額控除額が割り当てられた。また、第48C条では、認定の取り消しがあった場合でも、その控除額の再配分を認める。	制定日後、プロジェクトの認定取り消しによる第48C条の税額控除の再配分は認められない。
炭素捕捉に係る税額控除(第45Q条)	第45Q条は、適格施設で捕捉され、且つ納税者が安全な地中貯蔵施設に処分、または適格な方法で利用する適格炭素の量に基づいて、税額控除を認めている。	捕捉された適格炭素の使用に対する税額控除率が、事前利用を伴わず安全な地中貯蔵施設に処分した場合と同じ水準に引き上げられる。 また、該当税額控除が適用される限り、該当税額控除の譲渡が認められている。 禁止されている外国事業体に関する一定の制限が追加されていた(上記の規則を参照)。
ゼロエミッション原子力発電に係る	米国内の既存の適格原子力発電施設で電力生産し、その電力が第三者に販	廃止日の早期化はOBBBA適用以前の規定から変更はない。

税額控除(第45U条)	売された場合、税額控除が認められる。 2032年より後に開始する課税年度には適用されない。	禁止されている外国事業体の制限に関する変更を除き、その他の変更はない(上記規則を参照)。
クリーン水素生産に係る税額控除(第45V条)	2033年1月1日より前に建設が開始されたクリーン水素生産施設で生産された水素に対して、10年間にわたり税額控除が適用。	2027年より後に建設を開始する施設について、当該税額控除が廃止。
先進製造生産税額控除(第45X条)	太陽光、風力、バッテリーのコンポーネント、インバーター、重要鉱物など、特定の適格部品の製造と販売が税額控除の対象となる。 2030年、2031年、2032年に販売された対象部品については、税額控除率がそれぞれ25%、50%、75%減額される(重要鉱物には段階的廃止は適用されない)。税額控除は、2032年より後に、重要鉱物を除く適格部品に対して、完全に廃止。	2027年より後に生産・販売された風力エネルギー部品に対する税額控除は廃止 2031年、2032年、2033年に生産された重要鉱物については、税額控除率がそれぞれ25%、50%、75%と段階的に減額され、2034年以降に生産される重要鉱物については、税額控除は完全に廃止。 冶金用石炭が該当する重要鉱物として追加され、生産コストの2.5%が税額控除額となる。2030年以降に生産された冶金用石炭に関しては税額控除が廃止。 2027年以降に始まる課税年度に販売される部品については、一次部品と二次部品に同じ施設の使用を義務付け、さらに直接材料費の総額の少なくとも65%を米国で採掘、生産、製造された主要部品に帰属させることが必要。 バッテリーモジュールの定義を修正。 禁止されている外国事業体に関する一定の制限が追加されている(上記の規則を参照)。
地熱エネルギー税額控除(第48条)	投資税額控除は、2025年より前に建設が開始されたエネルギー資産、またはプロジェクトに対して認められる。	GHP資産に対する修正案はない。 2024年より後に建設を開始する太陽光・地熱エネルギー設備に対する2%の税額控除は廃止。

	対象となる技術には、太陽エネルギー、光ファイバーソーラー、エレクトロクロミックガラス、地熱、認定燃料電池、マイクロタービン、熱電併給、小型風力、地熱ヒートポンプ (GHP)、廃棄物エネルギー回収、蓄電池技術、認定バイオガス、マイクログリッドコントローラー、および特定の適格投資信用枠(PTC選択の代わりにITC)が含まれる。 税額控除額はさまざまだが、一般的にはエネルギー資産への適格投資額の6%に相当し、エネルギー資産(または適格投資税額控除施設)が1MW未満で、一般的な賃金および見習い要件を満たすエネルギー資産(または適格投資税額控除施設)の場合は30%に引き上げ (または2023年1月29日より前に建設が開始された場合)。 追加の特別税額控除は、特定のエネルギーコミュニティ、国内製品、または低所得コミュニティの要件を満たすエネルギー資産に対して認める。 一般に、エネルギー資産が、税額控除の対象となるためには、2025年より前に建設	
--	--	--

	を開始する必要があるが、例外もあり。 GHPの場合、建設開始時期に応じて段階的に控除率が縮小されます。2033年 5.2%、2034年 4.4%、2034年よりあとは 0% 太陽光および地熱エネルギー設備の場合、2024年より後に建設が開始された場合、税額控除率は2%。	
先進製造業投資税額控除(第48D条)	第48D条は、適格納税者の先進製造施設に関して、該当課税年度の適格投資額に対し25%の税額控除を受けることができる。 先進製造施設とは、半導体または半導体製造装置の製造を主な目的とする施設を意味する。 適格投資とは、当該課税年度中に納税者が先進製造施設の一部として使用を開始した適格資産の簿価を指す。適格納税者とは、懸念される外国事業体(FEOC)ではなく、かつ該当する取引(第50条(a)で定義)にも従事していない納税者を意味する。	2025年12月31日より後に事業の用に供された資産に対して、税額控除率を35%に引き上げた。

	設備の建設(または先進製造施設プロジェクト)の開始が2026年12月31日より後の場合、先進製造施設(または単一の先端製造施設プロジェクト)の一部である資産は対象外。 第48D条の税額控除は、Elective Payment Electionの対象となる。	
--	--	--

国際課税に関する規定		
項目	OBBBA 適用以前の規定	OBBBA による変更点
米国外軽課税無形資産所得 (GILTI)	50%控除(2025年より後の年は37.5%に減少)。 GILTIは、純CFCテスト所得(NCTI)が純みなし有形資産所得(net deemed tangible income return (「NDTIR」))を超過する部分である。 NDTIRは適格事業資産投資額の10%である(一定の利息費用を差し引いた額)。	2025年より後の年のGILTI算入(および関連する第78条Gross-up)に対する控除率を40%に引き下げた。 NDTIRを廃止し、納税者は、GILTIではなくNCTIを所得に算入する。
GILTI / NCTIに関する外国税額控除 (FTC)	GILTI外国税額控除(FTC) 限度比率の分子を、当該算入に直接関連しない可能性のある費用(例：利息、管理費)で減額する。 GILTI FTCの20%減額。	FTC限度額の計算において、納税者のNCTIに配分・按分される控除は、(1)NCTIに帰属する第250条控除(NCTIに課せられる税金について第164条(a)(3)で認められる控除を含む)、および(2)その他の控除で、NCTIに直接配分される範囲のみに限定。支払利息や研究開発費用は、NCTIへの配分・按分は行わない。

	GILTI PTEP分配に関して支払い済み/発生済み(又はみなし支払い済み/発生済み)FTCの法定減額は無い。	これまでNCTIに配分・按分されていた控除は、米国源泉所得に配分・按分される。 FTC減額を10%に引き下げる。NCTI PTEPに対して支払い済み/発生済み(またはみなし支払い済み/発生済み)外国所得税に対して10%のFTC減額を適用する。
外国税額控除 (FTC)	課税標準差異に起因する外国所得税は、外国支店カテゴリーに配分・按分される。 十分な裏付けのない特定の配当は、第951A条カテゴリー所得として扱われる。 PTEP分配に関する第960条(b)に基づいて支払い済みとみなされる税金には、第78条Gross-upは適用されない。	課税標準差異に起因する外国所得税は、一般カテゴリーに配分・按分される。 十分な裏付けのない特定の配当は、受動的カテゴリー所得として扱われる。 PTEP分配に関する第960条(b)に基づいて支払い済みとみなされる税金には、第78条Gross-upは適用されない。
国外の無形資産 関連所得における 所得控除(FDII)	37.5%控除(2026年以降は21.875%に減少)。 FDIIは、みなし有形資産 関連所得(Deemed Tangible Income Return、以下「DTIR」)によ って減額される。 DTIRは適格事業資産投 資額の10%。	FDIIに関連する控除率を33.34%に引き下げる。DTIRを廃止。その結果、納税者は(FDIIではなく)外国稼得控除対象所得(FDDEI)に基づく控除が認められる。 第367条(d)(4)に定義されている無形資産、または売主にとって償却、又は減耗償却の対象となる資産の売却・除去(またはみなし売却・除去)による所得や利益について、控除対象所得から除外される。 支払利息や研究開発費用は、DEI・FDDEIに配分・按分されない。
税源浸食濫用防 止税(BEAT)	税率10%(銀行・証券業 者は11%)。	税率を10.5%に引き上げ(銀行および証券業者は11.5%)。 2025年以前の税額控除の扱いを維持。

	2025年より後の年は12.5%(銀行・証券業者は13.5%)に引き上げ。 2025年まで、通常の法人税額は第38条税額控除の一部を除くすべての税額控除により減額される。	
被支配外国法人(CFC)のルックスルー	関連するCFCから受け取った特定の配当、利息、賃貸料およびロイヤルティのうち、Subpart F所得でも実質関連所得(ELI)でもない所得に起因、または適切に配賦される部分を、外国パーソナル・ホールディング・カンパニー所得から除外する。 2025年12月31日以前に開始する外国法人の課税年度に適用。	恒久的に延長。
CFC判定におけるDownward Attributionの適用制限	旧第958条(b)(4)は2018年1月1日より前に開始された外国法人の課税年度を最終課税年度とし廃止された。 注:第958条(b)(4)は、第958条(b)で規定された目的(例: CFC判定及び米国株主判定)において、外国人から米国人への株式保有のDownward Attributionルールの適用を制限していた。	第958条(b)(4)が復活。 外国支配米国株主(FCUSS)に対して外国支配外国法人(FCFC)からの第951条および第951A条に基づく所得算入を適用する第951B条を追加した。 FCUSS:外国法人保有者からのDownward Attributionを適用した場合に、外国法人の株式を50%超保有しているとみなされる米国株主。 FCFC:少なくとも1(法)人のFCUSSにより持分の50%超を保有されているCFC以外の外国法人。

		この持分基準値が満たされているかどうかの判定を行うにあたり、第958条(a)及び第958条(b) (ただし、第958条(b)(4)を除く)が適用される。
比例配分株式規則	外国法人がその課税年度のいずれかの時点でCFCであり、かつ当該課税年度においてその法人がCFCである最終日に当該外国法人の株式を保有する米国株主は、その課税年度の当該外国法人のSubpart F所得の按分額を総所得に算入し、さらに一般的に、当該株主に関して第956条の下で算定される金額をその年度に算入する。	CFCの課税年度(CFC年度)において株式を保有する米国株主は、そのCFC年度に関連するCFCのSubpart F所得およびNCTIの按分額を総所得に算入することが求められ、 按分額は、以下の期間に基づいて計算される： (1) 当該株主がCFC株式を保有していた期間 (2) 当該株主が米国株主であった期間、及び (3) 当該法人がCFCであった期間 第951条(a)(2)(B) (他の保有者への分配の減額)は経過措置の対象になるが、廃止される。 CFC年度の最終日に当該CFC株式を所有する米国株主は、第956条(CFCによる米国への資産投資)に関する所得を当年度課税所得に含めることを義務付ける。
1か月の繰延課税年度	特定外国法人は、主要な米国株主の課税年度より1か月早く開始する課税年度を選択することができる。	第898条(c)(2)の1か月の繰延課税年度の選択を廃止。 移行規則は、2025年11月30日より後に開始する外国法人の最初の課税年度を、所定の年度が終了する日に終了する。財務省は、2025年11月30日より後に開始する外国法人の最初の課税年度に発生した外国税を、その課税年度と次の課税年度に配分するための規則を定める予定。
外国事務所またはその他の恒久的施設の源泉地規定	納税者が米国で生産した棚卸資産の販売による所得は、第863条(b)に基づいて米国源泉所得として扱われる。 通常、棚卸資産の再販売からの所得は、第861条(a)(6)及び第862条(a)(6)に基づき、所有権の移行場所に基づいて源泉地が決定される。	第863条(b)の一般規則に関わらず、(1)納税者が米国内で製造し、(2)米国外での使用目的の、および(3)外国の事務所またはその他の恒久的施設に帰属する米国外で販売された棚卸資産の販売所得は、外国税額控除の限度額の計算において、最大50%まで外国源泉課税所得として取り扱われる。

不公平な外国税 に対する報復措置 (第899条)	該当規定なし。	該当規定なし。
--------------------------------	---------	---------

個人税に関する規定		
項目	OBBBA 適用以前の規定	OBBBA による変更点
所得税率構造	7つの税率、最高税率区分は2025年まで37%。インフレーションに対する生活費調整。	恒久的に延長。
標準控除	30,000ドル(夫婦合算申告);22,500ドル(世帯主申告(HOH));\$15,000 (夫婦個別申告(MFS) およびシングル(S))。	OBBBA適用以前の規定を恒久的に延長し、2024年12月31日より後に開始する課税年度に控除額を恒久的に増額(31,500ドル(MFJおよび生存配偶者)、23,625ドル(HOH);15,750ドル(S)、その後のインフレ調整あり。
その他の項目別控除	一時的に廃止された(投資費用、特定の弁護士費用、未払いの従業員費用を含む特定の控除)。	廃止を恒久化。 教職員が自己負担した業務関連費については、雑多項目控除から除外され、控除の廃止対象外となる。
項目別控除制限	Pease制限を一時的に廃止。	Pease 制限廃止を恒久化。 新しい制限: 個人所得税の最高税率区分 (またはそれに近い)の 納税者に対し、原則、他の方法では許容される項目別控除額1ドルあたり0.35 ドルに制限する ただし、第199A条の課税所得を算定する際に、この新しい項目別控除制限は適用されない。
個人控除	2018年から2025年の課税年度の個人控除を一時的に0ドルに減額。	一時的な高齢者控除を除き、個人控除を恒久的に 0 ドルに減額。
第1202条における 適格中小企業株式利益除外の拡大	5年超保有されている適格中小企業株式(QSBS)の売却による利益に関して、総利益から除外。現在、除外	所得から除外できる割合(「適用除外割合」)を変更して、株式が発行された日付に応じて段階的な利益除外額を下記の通り設定。 - 株式保有期間が3年超、4年未満の適用率: 50% 4年超、5年未満の適用率: 75% 5年超の適用率: 100%

	額は次のいずれか大きい方。 - 1,000万ドル(ただし、過年度に免除された利益の総額を差し引く)、又は - 当該課税年度に売却された当該法人が発行した株式の調整後総基準額の10倍。 除外額は、株式の発行日によって異なる。例えば、2010年9月27日より後に発行された株式の適用率は100%。さらに、株式がQSBSと扱われるためには、企業は、総資産テストの対象となる適格中小企業として扱われるなど、多くの要件を満たす必要がある。	除外額は、引き続き代替ミニマム税(AMT)の計算の際に、税制優遇項目とはしない。 適格利益免除額は1,000万ドル(インフレ連動化されていない)から1,500万ドル(2027年からインフレ連動化されるが、インフレ率の増加は過年度に免除額を完全に利用した納税者には適用されない)。 総資産 基準額(株式がQSBSと扱われるかどうかを判断するために使用される)は、5,000万ドル(インフレ連動なし)から7,500万ドル(インフレ連動)に増加。
州税および地方税 (SALT)控除	最大10,000ドル(MFSは5,000ドル)の控除: • 州および地方の固定資産税 • 州および地方の所得税または売上税 2025年12月31日にて廃止。	2025年から2029年にかけて、SALT Capの上限を40,000ドル(MFSでは20,000ドル)に引き上げ、修正AGIが500,000ドル (MFSの場合250,000ドル) を超える場合、その30%分が減額。ただし、上限を超えた場合でも、最低限10,000ドルの控除は認める。 SALT Capの上限は2029年より後の年から10,000ドルに戻る。
特定の残業代に関する控除	該当規定なし。	「適格残業手当」(2025年から2028年)の新たな控除。就労資格のある社会保障番号が必要。支払者は W-2 に報告する必要がある。適格な残業代は、控除の対象となるため、個人に提供される情報報告明細書に含まれている必要がある。 また、従業員として扱われない受取人に支払われる適格な残業代についても、明細書を提出する必要がある。

		控除額の上限は12,500ドル(MFJの場合25,000ドル)となり、納税者の「修正調整総所得」が150,000ドル(MFJでは300,000ドル)を1,000ドル超えるごとに、100ドルずつ減額される(ただし、ゼロを下回ることはない)。修正調整後総所得とは、課税年度の納税者の調整後総所得に、第911条、931条、933条に基づいて総所得から除外された金額(海外在住の米国市民・居住者、または特定の米国所有地の居住者が対象)を加算した金額となる。 第6041条を修正し、様式1099-MISC、又は様式1099-NEC で報告が必要なサービス報酬について、報告基準額を超える場合には、そのうち適格残業代手当の金額を別途記載することが義務付けられる。
自動車ローンの利息控除	該当規定なし。	米国で最終組み立てが行われる車両の場合、適格自動車ローンの利息に対して最大10,000ドルの控除を認める。車両の初回使用は納税者から開始されなければならない。クリーンエア法第Ⅱ編において、自動車として扱われることが条件となる。納税者のMAGIが100,000ドル(夫婦合算申告の場合は200,000ドル)を超えると、控除が段階的に減額される。なお、2025年から2028年までに支払われる利息に利用できる。
引越し費用控除	一部の軍人を除き一時的に廃止。	一時的な廃止を恒久化(軍隊または情報捜査局といった特定の職員には適用されない)。
529プラン口座	口座への拠出金の運用に帰属する529プラン口座からの分配金は、課税年度中の現金分配総額がその年度の口座受益者の「適格高等教育費用」を超える範囲でのみ、口座受益者の課税所得に含まれる。 小学校または中学校(適格授業料プログラム)に関連する現金分配は、受益者1人あたり年間10,000ドルが上限。	529プラン口座に関する新規定では、(i)小中学校に関連する「適格高等教育費用」の定義が拡大され、授業料だけでなく、カリキュラムや教材、書籍や指導用資料に関連する費用、特定の家庭教師費用、標準化された学力テストの受験料、障害のある生徒のための特定の教育療法費用も含め、(ii)小中学校の授業料の現金分配の限度額を20,000ドルに引き上げた。

児童税額控除	\$2,000/適格児童。 返金可能な最大額: 2025 年に 1,700ドル、以降はインフレ調整対象。 納税者の適格児童ではない扶養家族ごとに500ドルの返金不可の児童税額控除。 段階的廃止の基準額: 400,000 ドル (MFJ) および 200,000 ドル (Others)。	2024年12月31日より後に開始する課税年度に関し、返金不可の児童税額控除を2,200ドルに恒久的に増額し、2025年課税年度よりあとに開始する年は、インフレ調整を恒久的に適用。 一部分の返金制度、段階的廃止の基準額、及び適格児童には該当しない扶養家族に対する返金不可の税額控除を恒久化。
健康保険料税額控除 (第36B条)	American Health Benefit Exchange を通じて個人マーケットプレイスで健康保険を購入した特定の個人が利用できる。 世帯収入が連邦貧困レベル(FPL)の100%から400%の間である個人(MFJ、S)が利用できる。 世帯収入は • 個人のMAGI、および • 家族人数算定の際に含めたその他全員のMAGI総額 (申告義務がある個人に限る) 保険料税額控除の前払い金の返還額には上限があり、返還限度額は、納税者の所得が前払いを受け取っ	第36B条を修正し、「適格外国人」ではない外国人の資格に関する例外規定を明記した。特別登録で登録した場合は控除はとれず、世帯収入がFPLの150%を超えない個人に適用される。また、本法制定後3か月以降から加入したプランに適用される。さらに、本法では「適格外国人」の定義を修正。 保険料補助税額控除の前払いの超過分に対する返還義務に関して、世帯収入が連邦貧困水準の400%を下回る場合、上限は廃止され、全額返還が必要。2026年から発効。

	た時点で見積もったよりも高くなった場合、納税者が返還しなければならない最大額となる。	
トランプ口座	該当なし。	18歳未満の個人を対象とした新しいタイプの税制優遇口座を設立。 • 年間最大5,000ドルの現金拠出(インフレーションに連動) • 分配は、受益者が18歳になった後にのみ開始 • 残高の最大50%まで分配可能(18～25歳) • 31歳に達したら、残高の全額が分配されたとみなす アカウントは529プランと似ている(ただし、資格と分配ルールが異なる)。 政府から1,000ドルの1回限りの拠出金が付与されるパイロットプログラム(2024年12月31日より後、且つ2029年1月1日より前に生まれた子供が対象。出生時に米国市民であることが必須)。 雇用主が従業員または従業員の扶養家族のトランプ口座に最大2,500ドルの拠出を許可する条項が含まれる。雇用主による拠出は、新しい第128条に記載されているトランプ口座拠出プログラムを通じて行われる。この規定に基づいて行われた拠出は、従業員の総所得から除外。 雇用主は、書面による計画文書を含み、扶養家族介護支援プログラムに適用される要件と同様の追加要件を満たす必要があるトランプ口座拠出プログラムを設立する必要がある。
相続税および贈与税	遺産、贈与、世代スキップ税(GST)に対して40%の課税—基礎控除額は納税者あたり1,000万ドルで、インフレ調整対象(2025年は納税者あたり1,399万ドル)。	2025年12月31日より後に発生する移転については、基礎控除額とGST免除額が既存の1,000万ドル(インフレ調整前)から1,500万ドルに恒久的に増加(2026年より後の年はインフレ調整対象)。
送金に対する物品税	該当なし。	電子送金の送金者(税金送金者)が送金を行う際に、その送金額1%に対し物品税を課す制度が追加された(第4475条)。送金サービス提供者が税金を徴収し、四半期ごとに税金を納付する。物品

		税の対象となる送金は、現金、郵便為替、小切手、または「同様の物理的手段」によって資金提供されるものに限定。銀行秘密保持法の対象となる金融機関(31 USC §5312(a)(2)(A)-(H)で定義)に保有されている口座から資金を調達、米国で発行されたデビットカードから資金を調達、または米国で発行されたクレジットカードから資金を調達した送金は、物品税の対象外。 2026年1月1日以降に発生する送金に適用。
児童・扶養養護 税額控除	子供やその他の扶養家族など、1人以上の適格な個人を持つ納税者は、就労に関連して支出した子供および扶養家族の保育・介護のための費用に対する税額控除を適用することができる。税額控除は、適格費用に所定の控除率を掛けて計算。	最大控除率を50%(現在は35%)に引き上げ。 納税者のAGIが15,000ドルを2,000ドル超えるごと、またはその端数ごとに、1%引き下げとなるが、35%は下回らない。75,001ドルから105,000ドル(MFJの場合はそれぞれ150,001ドルと210,000ドル)のAGIの場合、控除率はさらに20%に段階的に引き下げ。 この規定は、2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用。

非課税法人に関する規定		
項目	OBBBA 適用以前の規定	OBBBA による変更点
法人による慈善寄付金控除	法人は、現金または財産の形で、適格な団体に対して行われた寄付金を控除することができる。 法人の慈善寄付控除は課税所得の10%を上限とし、超過額は5課税年間にわたり繰越することができる。	法人の慈善寄付金控除額は、寄付総額が課税年度の課税所得の1%を超え、かつ10%を超えない範囲でのみ認められる。 このうち1%分については、納税者が10%の上限を超えない限り、恒久的に控除できない。ただし、納税者が10%の上限を超える寄付を行った場合には、課税所得の1%の控除不可額および10%を超えた金額を、5年間繰り越すことが可能。 2025年12月31日より後に開始する課税年度に適用。

税務上の会計処理方法に関する規定		
項目	OBBBA 適用以前の規定	OBBBA による変更点
小規模製造業の 総収入基準額 (第 448 条(c))	過去 3 年間の平均年間 総収入額が 2,500 万ドル (2025 年以降は 3,100 万 ドル、インフレ調整後)の法 人に限定。	該当規定なし。

日系企業サービスグループ（JSG）Tax 連絡先

National/West/BTS Lead

Yanagi, Eigen
Business Tax Services
Partner
eyanagi@deloitte.com

Transfer Pricing Lead

Konno, Kazuki
Transfer Pricing
Principal
kkonno@deloitte.com

Global Employer Services

Kishimoto, Takashi
Global Employer Services
Managing Director
tkishimoto@deloitte.com

M&A/East Lead

Muraoka, Kinjun
M&A Transaction
Partner
kimuraoka@deloitte.com

International Tax Lead

Koyama, Michi
International Tax
Managing Director
michikoyama@deloitte.com

Newsletter Organizer

Yanagisawa, Taro
Business Tax Services
Senior Manager
tyanagisawa@deloitte.com

Central Lead

Kobayashi, Yasunori
Business Tax Services
Managing Director
yakobayashi@deloitte.com

Business Tax Services

Ikeda, Toshiro
Business Tax Services
Partner
toshikeda@deloitte.com

Endnotes

¹ 当ニュースレターは [A Closer look: Inside the new tax law date 7/8/2025](#) の和訳となっています。英語原文と異なる場合には原文が優先となります。

² White House – [The One Big Beautiful Bill slashes deficits national debt while unleashing economic growth](#)

³ 当ニュースレターにおいて記載されている条文は、別途記述が無い限りは、内国歳入法（IRC）を指します。

⁴ [Tax News & Views - September 12, 2025](#)

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. In the United States, Deloitte refers to one or more of the US member firms of DTTL, their related entities that operate using the “Deloitte” name in the United States, and their respective affiliates. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

This publication contains general information only and Deloitte is not, by means of this publication, rendering accounting, business, financial, investment, legal, tax, or other professional advice or services. This publication is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional adviser. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this publication.

Copyright © 2025 Deloitte Development LLC. All rights reserved.